

令和3年9月2日 開 会

令和3年9月24日 閉 会

令和3年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月2日（木曜日）第1号

| | |
|--|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 2 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名 | 3 |
| ○開 会（午前10時00分） | 4 |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名について | 4 |
| ○日程第2 会期の決定について | 4 |
| ○日程第3 諸般の報告について | 4 |
| ○日程第4 報第4号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 5 |
| ○日程第5 報第5号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について | 5 |
| ○日程第6 議第69号から日程18 議第79号まで | 5 |
| 林市長提案説明 | 5 |
| ○散 会（午前10時28分） | 11 |

9月9日（木曜日）第2号

| | |
|---------------------------|----|
| ○議事日程 | 13 |
| ○本日の会議に付した事件 | 14 |
| ○出席議員 | 15 |
| ○欠席議員 | 16 |
| ○説明のため出席した者の職氏名 | 16 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名 | 16 |
| ○開 議（午前10時00分） | 17 |
| ○日程第1 質 疑（議第69号から議第79号まで） | 17 |
| 4番 加藤裕章議員質疑 | 17 |
| 市原福祉課長答弁 | 17 |
| 4番 加藤裕章議員質疑 | 17 |
| 市原福祉課長答弁 | 17 |

| | |
|----------------|----|
| 4 番 加藤裕章議員質疑 | 18 |
| 市原福祉課長答弁 | 18 |
| 4 番 加藤裕章議員発言 | 18 |
| 6 番 加藤義信議員質疑 | 19 |
| 日置学校教育課長答弁 | 19 |
| 6 番 加藤義信議員質疑 | 19 |
| 日置学校教育課長答弁 | 19 |
| 6 番 加藤義信議員質疑 | 20 |
| 日置学校教育課長答弁 | 20 |
| 6 番 加藤義信議員質疑 | 20 |
| 日置学校教育課長答弁 | 20 |
| 6 番 加藤義信議員質疑 | 21 |
| 日置学校教育課長答弁 | 21 |
| 6 番 加藤義信議員質疑 | 21 |
| 藤根生涯学習課長答弁 | 21 |
| 9 番 福井一徳議員質疑 | 22 |
| 市原福祉課長答弁 | 22 |
| 9 番 福井一徳議員質疑 | 22 |
| 市原福祉課長答弁 | 23 |
| 9 番 福井一徳議員質疑 | 23 |
| 市原福祉課長答弁 | 24 |
| 9 番 福井一徳議員質疑 | 24 |
| 市原福祉課長答弁 | 24 |
| 9 番 福井一徳議員質疑 | 24 |
| ○休 憩（午前10時22分） | 24 |
| ○再 開（午前10時25分） | 24 |
| 市原福祉課長答弁 | 24 |
| 9 番 福井一徳議員質疑 | 25 |
| 市原福祉課長答弁 | 25 |
| 9 番 福井一徳議員質疑 | 25 |
| 山田市民環境課長答弁 | 26 |
| 9 番 福井一徳議員質疑 | 26 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁 | 26 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 26 |
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁 | 26 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 27 |
| 市原福祉課長答弁 | 27 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 27 |
| 市原福祉課長答弁 | 28 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 28 |
| 日置学校教育課長答弁 | 28 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 28 |
| 日置学校教育課長答弁 | 29 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 29 |
| 藤根生涯学習課長答弁 | 30 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 30 |
| 山田市民環境課長答弁 | 31 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 31 |
| 藤田健康介護課長答弁 | 31 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 32 |
| 藤田健康介護課長答弁 | 32 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 32 |
| 藤田健康介護課長答弁 | 33 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 33 |
| 藤田健康介護課長答弁 | 33 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 34 |
| 丹羽水道課長答弁 | 34 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 34 |
| 丹羽水道課長答弁 | 35 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 35 |
| 丹羽水道課長答弁 | 35 |
| 9番 福井一徳議員発言 | 35 |
| ○日程第2 委員会付託（議第69号から議第79号まで） | 36 |
| ○散 会（午前10時58分） | 36 |

9月17日（金曜日）第3号

| | |
|---|----|
| ○議事日程 | 37 |
| ○本日の会議に付した事件 | 37 |
| ○出席議員 | 37 |
| ○欠席議員 | 37 |
| ○説明のため出席した者の職氏名 | 37 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名 | 38 |
| ○開　　会（午前10時00分） | 39 |
| ○日程第1　一般質問 | 39 |
| 1．9番　福井一徳議員質問 | 39 |
| （1）富岡橋架け替えと市道14009号線改良工事に伴う通学路の安全確保について | 39 |
| 服部教育長答弁 | 39 |
| 高瀬建設課長答弁 | 40 |
| 福井一徳議員質問 | 41 |
| 高瀬建設課長答弁 | 43 |
| 福井一徳議員質問 | 43 |
| 高瀬建設課長答弁 | 44 |
| 福井一徳議員発言 | 44 |
| （2）太陽光発電設備設置に関する「山口市条例の制定」の進捗状況について | 44 |
| 山田市民環境課長答弁 | 45 |
| 福井一徳議員質問 | 46 |
| 山田市民環境課長答弁 | 46 |
| 福井一徳議員発言 | 46 |
| （3）山口市水道・簡易水道の水道料金50%値上げは必要か | 46 |
| 丹羽水道課長答弁 | 48 |
| 福井一徳議員質問 | 49 |
| 丹羽水道課長答弁 | 50 |
| 福井一徳議員質問 | 50 |
| 林市長答弁 | 51 |
| ○休　　憩（午前10時45分） | 51 |
| ○再　　開（午前11時00分） | 51 |

| | | |
|-------|--------------------------|----|
| 2. 1番 | 田中辰典議員質問 | 51 |
| (1) | 森林の保全・整備の取り組みについて | 51 |
| | 森農林畜産課長答弁 | 52 |
| | 田中辰典議員質問 | 53 |
| | 宇野副市長答弁 | 53 |
| | 田中辰典議員発言 | 53 |
| (2) | 防犯カメラについて | 53 |
| | 奥田理事兼総務課長答弁 | 54 |
| 3. 8番 | 操 知子議員質問 | 54 |
| (1) | マスクをつけられない人への理解を | 54 |
| | 市原福祉課長答弁 | 55 |
| | 操 知子議員質問 | 55 |
| | 市原福祉課長答弁 | 56 |
| | 操 知子議員発言 | 56 |
| (2) | ワクチン接種の状況 | 56 |
| | 藤田健康介護課長答弁 | 57 |
| (3) | コロナ禍における特定健診の受診率 | 58 |
| | 藤田健康介護課長答弁 | 58 |
| | 操 知子議員質問 | 59 |
| | 藤田健康介護課長答弁 | 60 |
| 4. 2番 | 奥田真也議員質問 | 61 |
| (1) | 職員の勤務実態とモチベーション向上の対応について | 61 |
| | 藤田健康介護課長答弁 | 62 |
| | 奥田理事兼総務課長答弁 | 62 |
| | 奥田真也議員質問 | 63 |
| | 奥田理事兼総務課長答弁 | 64 |
| | 奥田真也議員質問 | 64 |
| | 林市長答弁 | 64 |
| ○休 | 憩（午前11時53分） | 65 |
| ○再 | 開（午後1時00分） | 65 |
| | 奥田真也議員発言 | 65 |
| (2) | G I G Aスクール構想のこれからについて | 65 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 日置学校教育課長答弁 | 66 |
| 奥田真也議員質問 | 67 |
| 日置学校教育課長答弁 | 68 |
| ○休憩（午後1時13分） | 68 |
| ○再開（午後1時13分） | 69 |
| 5. 6番 加藤義信議員質問 | 69 |
| （1）地産地消の推進について | 69 |
| 森農林畜産課長答弁 | 70 |
| 加藤義信議員質問 | 70 |
| 宇野副市長答弁 | 71 |
| 加藤義信議員発言 | 72 |
| （2）人口減少対策につなげる奨学金返済支援制度について | 72 |
| 林市長答弁 | 73 |
| 加藤義信議員質問 | 74 |
| 林市長答弁 | 75 |
| 加藤義信議員発言 | 76 |
| ○散会（午後1時43分） | 77 |

9月21日（火曜日）第4号

| | |
|-----------------------|----|
| ○議事日程 | 79 |
| ○本日の会議に付した事件 | 79 |
| ○出席議員 | 79 |
| ○欠席議員 | 79 |
| ○説明のため出席した者の職氏名 | 79 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名 | 80 |
| ○開議（午前10時00分） | 81 |
| ○日程第1 一般質問 | 81 |
| 6. 7番 郷 明夫議員質問 | 81 |
| （1）「上水道管破裂事故への対応」について | 81 |
| 丹羽水道課長答弁 | 82 |
| 郷 明夫議員質問 | 84 |
| 丹羽水道課長答弁 | 84 |

| | |
|-------------------------|----|
| 郷 明夫議員発言 | 85 |
| (2) 「スクミリンゴカイの駆除」について | 85 |
| 森農林畜産課長答弁 | 85 |
| 郷 明夫議員発言 | 86 |
| ○休 憩 (午前10時22分) | 86 |
| ○再 開 (午前10時23分) | 86 |
| 7. 11番 吉田茂広議員質問 | 86 |
| (1) 脱炭素社会実現のための森林整備について | 86 |
| 森農林畜産課長答弁 | 88 |
| 吉田茂広議員質問 | 89 |
| 宇野副市長答弁 | 90 |
| ○休 憩 (午前10時41分) | 91 |
| ○再 開 (午前10時55分) | 91 |
| 8. 3番 寺町祥江議員質問 | 91 |
| (1) 時代を生き抜く行政力について | 91 |
| 宇野副市長答弁 | 92 |
| 寺町祥江議員質問 | 93 |
| 宇野副市長答弁 | 94 |
| 寺町祥江議員質問 | 94 |
| 宇野副市長答弁 | 95 |
| ○散 会 (午前11時14分) | 96 |

9月24日(金曜日)第5号

| | |
|---------------------|-----|
| ○議事日程 | 97 |
| ○本日の会議に付した事件 | 100 |
| ○出席議員 | 103 |
| ○欠席議員 | 103 |
| ○説明のため出席した者の職氏名 | 103 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名 | 103 |
| ○開 議 (午前10時00分) | 105 |
| ○日程第1 常任委員会委員長報告 | 105 |
| ○休 憩 (午前10時06分) | 106 |

| | |
|---|-----|
| ○再開（午前10時07分） | 106 |
| ○日程第2 委員長報告に対する質疑 | 107 |
| ○日程第3 討 論（議第69号から議第79号まで） | 107 |
| 9番 福井一徳議員反対討論 | 108 |
| ○日程第4 採 決（議第69号から議第79号まで） | 109 |
| ○休 憩（午前10時24分） | 112 |
| ○再開（午前10時25分） | 112 |
| ○日程第5 議第80号 山泉市副市長の選任同意について | 112 |
| 林市長提案説明 | 112 |
| ○日程第6 質 疑 | 113 |
| ○日程第7 討 論 | 113 |
| ○日程第8 採 決 | 114 |
| ○休 憩（午前10時28分） | 114 |
| ○再開（午前10時29分） | 114 |
| ○日程第9 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書について | 115 |
| 山崎 通厚生文教常任委員会委員長趣旨説明 | 115 |
| ○日程第10 質 疑 | 116 |
| 9番 福井一徳議員質疑 | 116 |
| 山崎 通厚生文教常任委員会委員長答弁 | 116 |
| ○日程第11 討 論 | 117 |
| ○日程第12 採 決 | 117 |
| ○日程第13 議員の派遣について | 118 |
| ○閉 会（午前10時40分） | 118 |
| ○会議録署名者 | 118 |

令和3年9月2日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 9月2日（木曜日）

○議事日程 第1号 令和3年9月2日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第4号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第5号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議第70号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について
- 日程第8 議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第72号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第73号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第74号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 認第1号 令和2年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認第2号 令和2年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議第75号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議第76号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第77号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第18 議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第4号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第5号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議第70号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について
- 日程第8 議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第72号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第73号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第74号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 認第1号 令和2年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認第2号 令和2年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議第75号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議第76号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第77号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第18 議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 田中辰典君 | 2番 | 奥田真也君 |
| 3番 | 寺町祥江君 | 4番 | 加藤裕章君 |
| 5番 | 古川雅一君 | 6番 | 加藤義信君 |
| 7番 | 郷明夫君 | 8番 | 操知子君 |
| 9番 | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君 |

1 1 番 吉 田 茂 広 君
1 3 番 武 藤 孝 成 君

1 2 番 石 神 真 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-----------|-------------------------------|-------------|
| 市 長 | 林 宏 優 君 | 副 市 長 | 宇 野 邦 朗 君 |
| 教 育 長 | 服 部 和 也 君 | 理 事 兼 総 務 課 長 | 奥 田 英 彦 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 谷 村 政 彦 君 | 税 務 課 長 | 大 西 義 彦 君 |
| 市 民 環 境 課 長 | 山 田 正 広 君 | 福 祉 課 長 | 市 原 修 二 君 |
| 健 康 介 護 課 長 | 藤 田 弘 子 君 | 理 事 兼 子 育 て 支 援 課 長 | 久 保 田 裕 司 君 |
| 農 林 畜 産 課 長 | 森 正 和 君 | 水 道 課 長 | 丹 羽 竜 之 君 |
| 建 設 課 長 | 高 瀬 正 人 君 | 理 事 兼 ま ち づ くり 企 業 支 援 課 長 | 大 熊 健 史 君 |
| 会 計 管 理 者 | 江 尾 浩 行 君 | 学 校 教 育 課 長 | 日 置 智 夫 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 藤 根 勝 君 | | |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|-------|-----------|-----|-------------|
| 事務局 長 | 土 井 義 弘 君 | 書 記 | 長 谷 部 尊 徳 君 |
| 書 記 | 山 口 真 理 君 | | |

午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番 古川雅一君、6番 加藤義信君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日9月2日から24日までの23日間とし、9月3日から8日まで、10日から16日まで、18日から20日まで、22日及び23日を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月2日から24日までの23日間とし、9月3日から8日まで、10日から16日まで、18日から20日まで、22日及び23日を休会と決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年8月に執行された例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

7月9日、飛驒市において、第286回岐阜県市議会議長会が開催され、古川副議長と出席いたしました。

会議では、会務報告の後、議案審議に入り、本巣市及び飛驒市からの提出の、国等への要望2議案を可決、令和2年度決算の1議案が認定されました。

8月26日、第2回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席をいたしました。

会議では、令和2年度決算議案を審議し、原案のとおり認定されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報第4号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 議長（武藤孝成君） 日程第4、報第4号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第5 報第5号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

- 議長（武藤孝成君） 日程第5、報第5号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第6 議第69号から日程18 議第79号まで

- 議長（武藤孝成君） 日程第6、議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第7、議第70号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について、日程第8、議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第72号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第73号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第74号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第12、認第1号 令和2年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認第2号、令和2年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第14、議第75号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第4号）、日程第15、議第76号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第77号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について、日程第18、議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について、以上13議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 改めまして、皆さんおはようございます。開会に当たりまして、

一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

先月の8月に、このようなコロナ禍ではありますが、1年間の延期と紆余曲折を経て、第32回オリンピック競技大会が開催されました。各競技で日本人選手が活躍し、過去最高の58個のメダルを獲得するなど、様々な制限の中で、世界中から集まったアスリートたちが連日ひたむきに競技に取り組む姿に感動をいたしたところでもございます。

また、現在開催中の東京2020パラリンピック競技大会には、岐阜県から過去最高となる9名の選手が出場しており、こちらも日本人選手の活躍が目立っておりますが、障がいがありながら苦難に立ち向かう、チャレンジする姿に勇気と感動をいただいているところでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、岐阜県も再び緊急事態宣言の対象地域に追加され、12日まで飲食店などの時短営業等が行われているところでございます。山県市においても新規感染者数が増えてきており、危惧しているところであります。

ワクチンの接種につきましては、引き続き関係各所の御協力をいただき、早急に進めているところでございますが、昨日までに12歳以上の接種対象者で1回目の接種を終えた方が67.2%、2回目の接種まで終了した方が55.4%となっておりますが、今週末には1回目の接種を終える方が70%を超える予定であり、9月末まで土曜日、日曜日に集団接種を実施していきます。

なお、山県市では、国や県から要望のありました基礎疾患のある方等優先接種すべき方々に対しましては、既に接種を行っております。

また、妊娠中の方及び配偶者等につきましては、各医療機関において個別接種にて優先接種を行っております。

災害関係につきましては、7月に前線に伴う大雨により、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、甚大な被害をもたらしました。

また、8月には九州や中国地方でも記録的な大雨による被害が発生いたしました。

お亡くなりになられた方々と御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興、そして再建を願うところでございます。

山県市におきましても警報が発令されましたが、幸いに大きな被害はありませんでした。しかしながら、これからの季節は本格的な台風シーズンを迎えますので、災害発生に備えて厳重な体制を取っていかなければなりません。日頃からハザードマップ等で御

自宅周辺の災害リスクを確認いただくなど、お一人お一人の意識を高めていただくことも非常に重要であると考えられます。

また、地域での助け合いも自主防災の根幹でありますので、自治会等関係者の皆様をはじめ、議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日提案いたしております案件は、報告案件2件、条例案件6件、決算案件2件、補正予算案件3件、その他案件2件の計15案件でございます。

ただいま上程されました議案について御説明いたします。

初めに、資料ナンバー1の7ページをお願いします。

7ページ、議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、デジタル改革関連法の施行に伴い、山縣市個人情報保護条例ほか5条例について、条文の整備等所要の改正を行う必要があるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、9ページの議第70号 山縣市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、同法に基づき策定する過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域において、振興すべき業種の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除を行うため、この条例を制定するものでございます。

なお、課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度でございます。

次に、12ページの議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山縣市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正及び、新たに山縣市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定しようとするに伴い、所要の措置を講ずるため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、13ページの議第72号 山縣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため条例の一部を改正するものでございます。

次に、19ページをお願いします。

19ページの議第73号 山縣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準の一部改正等に伴い規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、23ページをお願いします。

23ページの議第74号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の改正等に伴い、規定を整備するため条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回上程しております条例の施行日につきましては、全て公布の日でございます。

続きまして、資料ナンバー4をお願いします。

資料ナンバー4の認第1号 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5の認第2号 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定を求めるものでございます。

一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、それぞれ監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー4-2及び資料ナンバー5-2の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー4-3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただいております。

次に、資料ナンバー6をお願いします。

資料ナンバー6の議第75号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1億1,408万8,000円を追加し、その総額を139億9,561万2,000円とするほか、地方債の補正をしようとするものでございます。

今回の補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するもの、令和2年度決算による実績額確定に伴うもの、その他のものの3種類でございます。

11ページから御説明させていただきます。11ページをお願いします。

歳出から、令和2年度決算に伴う精算に関するものと、財源の更正のみのものを除いて、目ごとに主な内容を御説明申し上げます。

初めに、総務費の一般管理費66万円は、個人情報保護法等の改正により、影響する例規の改正等の支援を委託するものでございます。

戸籍住民基本台帳費167万2,000円は、戸籍の遠隔入力支援サービスを導入しようとするものでございます。

12ページ、民生費、児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対策支援補助金12万

円は、小規模保育施設の感染症拡大防止に係る費用の一部を補助するものでございます。

放課後児童クラブの110万4,000円は、感染症拡大防止のための消耗品でございます。

保育園費1,322万9,000円は、感染症拡大防止のため、梅原保育園、みやま保育園の換気用網戸設置工事、高富保育園、富岡保育園、梅原保育園、大桜保育園の食器洗浄機設置工事等を行うものでございます。

13ページ、児童館費13万円につきましても、感染症拡大防止に係るものでございます。

次に、障がい児福祉費211万2,000円は、岐阜地域児童発達支援センター組合の利用者が増加したことに伴う負担金等の増額でございます。

次に、衛生費の保健衛生総務費280万2,000円は、健康増進法等の改正に伴い、検診結果情報、ワクチン接種情報等について情報連携を開始するためのシステム改修費でございます。

14ページ、予防費4,385万8,000円は、主に新型コロナウイルスのワクチン接種に関するものでございます。

次に15ページ、農林水産業費の農業振興費472万3,000円は、有害鳥獣防止柵設置助成金の増額と、ふれあいバザール駐車場の落石防止工事費の追加でございます。

農地費1,111万円は、伊佐美地内の排水不良を解消するため、調査設計委託料でございます。

16ページの商工費の商工振興費1,334万3,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、今回の緊急事態宣言に係る協力金までを見込んで補正するものでございます。

観光振興費41万円は、香り会館とグリーンプラザみやまにサーマルカメラを購入するものでございます。

17ページ、消防費、消防施設費506万円は、来年度岐阜県消防操法大会に向け、市役所西駐車場に夜間訓練用照明等を設置するものでございます。

教育費の教育指導費386万1,000円は、G I G Aスクールサポーター設置等に係る国の補助金の追加内定を受けたことによるものでございます。

18ページ、公民館費44万円は、感染症拡大防止用の消耗品でございます。

保健体育施設費10万3,000円は、総合体育館のトレーニングルームにサーマルカメラを購入するものでございます。

次に、8ページの歳入をお願いします。

8ページ、地方特例交付金、普通交付税は、今年度の額の確定に伴うものでございます。

国庫支出金及び県支出金は、いずれも歳出に連動するものでございます。

10ページ上段をお願いします。

10ページ上段、ふるさと応援基金繰入金は、昨年度、高富運輸様から頂いた寄附金200万円と、本年度、加藤精工様から本市初となります企業版ふるさと納税で頂きました寄附金410万円の計610万円を大桑城跡の発掘調査等のために繰り入れるものでございます。

下段の市債につきましては、この後説明をいたします。

5ページをお願いします。

5ページ、第2表、地方債補正につきましては、新たに発行することとした事業を追加し、下段の変更については、過疎対策事業費の変更と臨時財政対策債の発行可能額の決定によるものでございます。

なお、今般の補正により余剰となりました財源につきましては、財政調整基金繰入金3億5,542万円を減額いたしております。

19ページと20ページには、補正に伴う補正予算給与費明細書を添付しております。

21ページをお願いします。

本調書は、今回の補正後の年度末の地方債残高見込みでございます。

次に、23ページ、議第76号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の3,246万9,000円の追加及び31ページの議第77号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）の6,110万円の追加については、いずれも昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金でございます。

次に、資料ナンバー7をお願いします。

資料ナンバー7、議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、新たに過疎地域持続的発展計画を策定しようとするもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて資料ナンバー8の議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更につきましては、林道西洞～納谷線法面改良工事等の財源内訳を変更するもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時28分散会

令和3年9月9日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 9月9日（木曜日）

○議事日程 第2号 令和3年9月9日

日程第1 質疑

- 議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第70号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について
- 議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和2年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和2年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第75号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第76号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第77号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について

日程第2 委員会付託

- 議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第70号 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について
- 議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する

| | |
|-------|--|
| | る条例の一部を改正する条例について |
| 議第72号 | 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第73号 | 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第74号 | 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 認第1号 | 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第2号 | 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について |
| 議第75号 | 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号） |
| 議第76号 | 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議第77号 | 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第78号 | 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 議第79号 | 栂野辺地総合整備計画の変更について |

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

| | |
|-------|--|
| 議第69号 | デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 議第70号 | 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について |
| 議第71号 | 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第72号 | 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第73号 | 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第74号 | 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 認第1号 | 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 認第2号 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第75号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第76号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第77号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について

日程第2 委員会付託

- 議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第70号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について
- 議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第75号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第76号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第77号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 田中辰典君 | 2番 | 奥田真也君 |
| 3番 | 寺町祥江君 | 4番 | 加藤裕章君 |
| 5番 | 古川雅一君 | 6番 | 加藤義信君 |

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 7番 | 郷 | 明夫君 | 8番 | 操 | 知子君 |
| 9番 | 福井 | 一徳君 | 10番 | 山崎 | 通君 |
| 11番 | 吉田 | 茂広君 | 12番 | 石神 | 真君 |
| 13番 | 武藤 | 孝成君 | | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------|----|-----|-------------------|-----|-----|
| 市長 | 林 | 宏優君 | 副市長 | 宇野 | 邦朗君 |
| 教育長 | 服部 | 和也君 | 理事兼 総務課長 | 奥田 | 英彦君 |
| 企画財政課 長 | 谷村 | 政彦君 | 税務課長 | 大西 | 義彦君 |
| 市民環境課 長 | 山田 | 正広君 | 福祉課長 | 市原 | 修二君 |
| 健康介護課 長 | 藤田 | 弘子君 | 理事兼 子育て支援課長 | 久保田 | 裕司君 |
| 農林畜産課 長 | 森 | 正和君 | 水道課長 | 丹羽 | 竜之君 |
| 建設課長 | 高瀬 | 正人君 | 理事兼 まがくり企業支援課長 | 大熊 | 健史君 |
| 会計管理者 | 江尾 | 浩行君 | 学校教育課 長 | 日置 | 智夫君 |
| 生涯学習課 長 | 藤根 | 勝君 | | | |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | | | |
|------|----|-----|----|-----|-----|
| 事務局長 | 土井 | 義弘君 | 書記 | 長谷部 | 尊徳君 |
| 書記 | 山口 | 真理君 | | | |

午前10時00分開議

- 議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

- 議長（武藤孝成君） 日程第1、質疑。

9月2日に議題となりました市長提出議案、議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更についてまでの13議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順位により発言を許します。

通告順位1番 加藤裕章君。

- 4番（加藤裕章君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、2点、質問をいたします。

1点目、認第1号 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料4-3の、60ページから61ページにかけて、生活困窮者自立支援事業についてですが、相談対応件数が令和元年度は13件、2年度は33件で、20件の増加であります。その理由についてお尋ねします。

- 議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

- 福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会福祉協議会で行われております生活福祉資金の貸付事業の要件の緩和や貸付上限額の拡大がなされました。

この貸付けは延長や再貸付けを受けることができまして、その申請をする際には、自立相談支援員の面談が要件となるため、主に貸付けに関する相談が増加したことが、20件増加したことの理由となります。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

- 4番（加藤裕章君） それでは、再質問をさせていただきますが、今、貸付けによる相談が増えたという答弁でありましたが、コロナ禍によって、経済的に困窮されている方が増加したという認識なのか、それとも、そうではないという認識でしょうか。

- 議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

- 福祉課長（市原修二君） 再質問にお答えします。

コロナ禍による影響での増加かということでございますけれども、昨年度13件、今年

は33件で、先ほど20件増加した理由を御説明させていただきましたが、そのほかの相談につきましては、前年度同様、内容的には、コロナというよりは、障がいであったりとか、そういったことでの働けない、もしくは収入が増えないというような、そういった御相談がメインで、昨年と相談の内容にはあまり変わらないように感じております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 分かりました。

じゃ、次に、移らせていただきます。

同じく資料4-3、83ページ、避難行動要支援者台帳整備事業についてになります。

不用額の理由に、同意確認書の返送が少なかったなどによるとありますが、同意確認書の返送がない方はこの台帳に載せていないということなのか。また、同意しない方の割合はどの程度みえるのか。また、この台帳は各地域に、どのような方に配付しているのかをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えします。

避難行動要支援者台帳の整備につきましては、7,945通を発送し、約6,200件の返信がありました。

返信がない方は、現在のところ、1,780件ほどです。

返信のない方につきましては、台帳掲載の同意もしくは不同意の御意思が確認できないため、ひとまずは台帳には掲載いたしません。しかし、今回だけが台帳掲載の機会ではなく、今後台帳掲載の御意思が確認できれば随時掲載してまいります。

また、返信があったうち、発送数に対してでございますけれども、同意する方は4,851件で61.1%、同意しない方は1,135件で14.3%です。

台帳の配付につきましては、現在のところデータの入力もしくは返信があった意思が読み取れない方への確認などを行っておりますが、まだ配付には至っておりませんが、配付先といたしましては、地域の自治会長さん、民生委員・児童委員さん、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防機関、警察機関などに配付を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 配付については、今後、各地域、自治会長さんなどに配付されるということを伺いました。

今後のことになりますので質問はいたしませんけど、今後、各地域に配布されて、ま

た、それぞれ、誰が支援をして、どこの避難所に避難していただくのかという個別支援プランを作成する必要もあるかと思っておりますので、また、各機関や防災課、また、地域とも連携していただいで進めていただきたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤裕章君の質疑を終わります。

通告順位 2 番 加藤義信君。

○6 番（加藤義信君） それでは、議長より御指名をいただきましたので、3 点、質問をさせていただきます。

まず、最初に、令和 2 年度決算の成果説明書、資料 4 - 3、152 ページ、教育 I C T 関連備品購入費 1,243 万円、この事業費の内容と内訳についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） それでは、御質問にお答えします。

I C T 関連備品購入費の内訳と内容についてでございますが、これは学校の電子黒板及び電子黒板ユニットの購入に当たるものです。昨年度は電子黒板 18 台と電子黒板ユニット 33 台を購入したものです。

学校教育課といたしましては、電子黒板の導入は普通教室を優先し、その後、理科室、家庭科室等の特別教室に導入する方針で進めてまいりました。

昨年度、小学校合計 51 台の電子黒板、それから、電子黒板ユニットを購入したことによって、小学校の普通教室全てに導入することができました。また、特別教室のほうにおきましては、全てではございませんが、一部導入することが完了いたしました。

特別教室の電子黒板については、今後、また、不足分に対しては計画的に導入していこうと考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6 番（加藤義信君） 電子黒板購入ということで、特別支援学級や通級教室などは、障がいを持つ児童・生徒にとって、I C T の環境は、一人一人の力を開く手段にもなり得る、必要性は高いというふうに思います。そういった教室へ設置はされているのか、再度お尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えします。

市内全ての特別支援学級に電子黒板は全て配置を完了しております。

また、通級指導教室におきましては、昨年度、電子黒板は配置しておりません。その

理由は、通級指導教室は教員と児童が1対1で授業を行うことが基本となり、また、電子データなどの教材については、個人のタブレットで活用して学習を進めることができるからでございます。

また、通級指導教室は社会性を養うことを目的としておりますので、直接担当教師とコミュニケーションを図ることを主としておりますので、現在のところは、通級指導教室でまだ導入してはおりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、この質問、最後、お尋ねしますが、事業成果項目には、教員の負担軽減を図ることができたというふうにあります、どのような活用をされているのか、状況を改めてお聞きします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再々質問にお答えいたします。

電子黒板の導入によって、教職員の仕事の軽減化を図ることができました。それは、国語とか算数、理科、社会、外国語の指導用のデジタル教科書を導入したからでございます。

その導入によりまして、今まで、資料とか授業で使うプリント、資料の印刷に費やしていた時間が、電子黒板に映すことで、子供たちに配付ということが必要なくなりましたので、軽減化されたということは感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） じゃ、2問目、お尋ねをします。

資料4、135ページ、役務費についてお尋ねをします。

この124万6,368円という中の、役務費の中の、児童・生徒への貸出し用のモバイルルーターに関するものについての内容と内訳をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えいたします。

モバイルルーターに関するその内訳と内容についてでございますが、昨年度4月、5月は新型コロナウイルス感染症により、全ての小中学校を臨時休業いたしました。

新型コロナウイルス感染症第2波、そして、第3波と、猛威を振るっていることから、学校を、今後臨時休業や学級閉鎖等をしなればいけない可能性がございましたので、そうなった場合に備えて、12月から3月までの4か月間、30台のモバイルルーターをレ

ンタルいたしました。その費用は29万664円となります。

実際には、新型コロナウイルス感染症により、臨時休業や学級閉鎖を行った学校はございませんでしたが、美山中学校のほうから、新型コロナだけではなく、災害や気象警報等による臨時休業を視野に入れて、オンラインで家庭と学校をつなぐことをしてみたいという要望がございましたので、モバイルルーターを3学期、美山中学校に6日間貸出しを行うことをいたしました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 12月から3月ということで、昨年末から年明けのコロナの感染症、第3波の時期に当たるというふうに思いますが、6日間というお話でしたけれども、児童・生徒に何台貸出しをされて、どのように利用されたのかをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えいたします。

児童に貸出したモバイルルーターは10台になります。

そして、家庭と学校がつないで、朝の会とか帰りの会、あるいは簡単な課題を与えるということを行ったと聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 分かりました。

それでは、3問目の資料4-3、162ページ、美山中央公民館管理事業についてお尋ねをします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により、高富中央公民館では維持管理費等が93万3,000円の減額、伊自良中央公民館では84万2,000円の減額となっています。

美山中央公民館に関しては維持管理費が65万3,000円の増額になっていますが、その内訳と理由についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 加藤議員の御質問にお答えします。

御質問の美山中央公民館の維持管理費が増加している理由でございますが、令和元年度決算額と比較いたしまして、修繕料が59万6,000円、業務委託料が22万9,000円増加していることが主な要因となっております。

修繕料の主な増加要因といたしましては、美山中央公民館の雨どいの修繕料34万円、それから、美山中央公民館1階、2階ともに、男子トイレの修繕料16万円となっております。

ます。

また、業務委託料の増加要因につきましては、美山中央公民館北側駐車場の除草業務、こちらのほうを令和2年度から、シルバー人材センターに業務委託した22万9,000円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（武藤孝成君） 加藤義信君。
- 6番（加藤義信君） 以上です。
- 議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 福井一徳君。

- 9番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、質疑を全部で15問、行いたいと思います。

まず、1点目、認第1号 令和2年度の山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料4-3の61ページです。

先ほども質問がありましたが、生活困窮者の自立支援事業について、延べ290件の問合せ受付があったというふうにあります。問合せの内容について、どのようなものがあったのか。また、その中の33世帯が相談件数になっているけれども、対応にならなかった理由等についてお尋ねをします。

- 議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。
- 福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

33件の相談対応件数は、令和2年度に新たに相談があった件数で、そのうち13件は求職や家計改善など、生活に関する支援が必要な方が支援プランの策定につながりました。

残りの20件の相談につきましては、主に社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付けに関する相談で、継続的な自立相談支援は望んでいないため、支援プランの策定には至りませんでした。

13件の支援プランの策定につながった方は、毎月1回とか、毎週1回以上、窓口へ来所されたり、支援の電話をしたりしており、延べ290件の問合せの大半は同じ方が複数回相談された回数であります。

支援に至らなかったケースの中には、匿名により生活困窮者支援制度に関する問合せもありました。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（武藤孝成君） 福井一徳君。
- 9番（福井一徳君） 同じ方が複数回ということで、延べ290件という中身だということ

ですね。了解しました。

次に、資料4-3の61ページ。

同じく、令和2年度の決算認定についてですが、この中に、隣保館の運営事業について、館長以下、費用弁償額が177万4,000円から296万2,000円に大幅に増加している点について、それから、また、エアコンの修繕費というのは20万支出されているんですが、これ遡ってずっと見ると、平成28年が29万円、平成29年が13万8,000円、平成30年が25万4,000円、令和元年が39万3,000円、そして、令和2年が20万と。5年間連続でエアコンの修理というふうになっています。

エアコンというのは全部で何台設置されていて、この中身はどういう中身なのかということについてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

人件費につきましては、報酬規定から会計年度任用職員制度の導入により、給与基準の変更と新たに期末手当、社会保険料、費用弁償の支出が発生したことによる増加です。

エアコンの修繕工事等につきましては、エアコンは全部で5台設置しています。内訳といたしましては、研修室と和室にそれぞれ2台、事務室に1台設置しています。

平成28年度は、和室の1台の取替えです。平成29年度は、エアコンの工事はございませんでした。平成30年度は、研修室の1台取替え、令和元年度は、研修室と和室の各1台取替え、令和2年度は、事務室の1台取替えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 全部取替えをしたということで、順次、そういう中身ということですので、これは理解をしました。

それでは、引き続いて、3問目です。

資料4-3の62、それから、資料の85ページのほうです。

シルバー人材センター補助金の記述に、移動販売事業に対し補助金を交付とありますけれども、資料4の85ページには38万円の支出になっています。美山の事業者1社と、人材センター合わせて38万円になっているのかと。支給の基準、1社当たりの基準はどのようになっているか。また、シルバー人材センターについては、160万円の補助金の増額というのが予算で決定されていますが、実際にどのように事業に使われたのか、中身についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

資料ナンバー4の85ページに記載の38万円は、美山事業者の1社の分でございます。

支給基準は、山県市買物弱者対策支援事業補助金交付要綱によるもので、人件費、燃料費、販売車両に係る費用が対象です。

シルバー人材センター補助金の160万円の増額分は、令和2年第2回臨時議会において補正予算として御承認をいただきました新型コロナウイルス感染症対策のための緊急的移動販売に対する補助金です。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 160万円については、コロナウイルスの対策、全てに使ったということですね。分かりました。

それと、移動販売の補助金というのは、この資料4の85は、全て美山で1社ということで、2社が1社になったというような報告を聞いているんですが、人材シルバーセンターへの補助金はどこから出ているのでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再質問にお答えいたします。

160万円の補助金につきましては、資料ナンバー4、89ページの市シルバー人材センター補助金125万円に含まれております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） この移動販売に対する補助金というのは、その中に含まれているということなののでしょうか、今の説明は。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩。

午前10時22分休憩

午前10時25分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

160万円の補助金につきましては、資料ナンバー4の89ページ、市シルバー人材センタ

一補助金1,250万円の中に含まれておりまして、160万円は全て移動販売に御使用いただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 移動販売に160万、全てを使ったということなので、事業としてやったということですね。

ということであれば、美山で補助している事業とは違う事業ということで、従来からの補助をもらった分は、そちらに移したという理解をしてよろしいでしょうか。

それじゃ、そのように理解をします。

4点目、資料4-3の69ページのところです。

これ、補聴器の購入ということで、助成、初めてあって、金額ももう少し増額したらとか、いろんな思いがあったんですが、スタート2年目でゼロになっています。

実際に需要の予測というのはどういうふうに捉えられているかということと、市民向けにこういう中身があるということはどういうふうに周知徹底するかと、私もいろいろ回っていると、本当に困難な方がみえるんですけれども、そういうところにきちっとやっぱり案内が届いていくというのは大事だと思うので、その点をお聞きしたいと思えます。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

この難聴児補聴器購入費等助成事業は、平成23年度から始まっております事業でありまして、過去の利用状況は、購入が5件、修理が5件、合計10件でした。

この10年間で、全ての助成は3名の方の購入や修理に対する助成であるため、需要の予測は、この方々の購入、修理が予想されます。

市民向けには、山県市ホームページに記載して周知をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。広報とかいろんな形で、ホームページを見ないお年寄りも多分おみえになると思うので、ぜひ伝えていただきたいと思えます。

資料4の、次行きます。3で67、ちょっと戻ります。

高校生等福祉医療費助成事業で、ここに書いてあるのは、対象になる人員は4%減少というふうになっているんですけれども、支給の人員が15%減っていますので、これの助成の申請が少なかったのかなと思って、そこら辺りについて要因をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えします。

減少の要因といたしましては、コロナ禍による診療控えもあると思いますが、何よりも感染症予防対策として手洗い、うがい、マスクの着用を徹底したことにより、インフルエンザの流行を抑制できたことが主な理由とっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） インフルエンザのあれですね、分かりました。

じゃ、続いて、71ページのところです。

自然体験事業に取り組み、成果を挙げられています。

492万7,000円の費用の内訳について、ここに保育士の先進地の研修が7名とか、自然体験4回、延べ560名というようなこと書いてあるんですが、費用の内訳についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） まず、委託の内訳でございますが、自然体験事業の本体の業務委託が475万8,000円余り、フリーペーパーへの広告が残りの16万9,000円余りとなっております。

具体的な自然体験委託事業の内訳でございますが、1つ目、年長年中児の自然体験の全4回の分が約308万円、保育士の自然体験研修が263万円、それから、市内での小中学生等の親子自然体験が約8万円と、自然体験ガイドブックというのを3,000部作りましたが、その作成と周知で約108万円となっております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 具体的な成果も出ているということですので、引き続き、うまくいくといいなというふうに思いました。分かりました。明細について、了解しました。

続いて、資料4の78ページ。

子どもげんきはうすの事業のところの工事請負費の128万3,900円ということが記載されていますが、具体的な中身、工事内容についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 工事請負費の内訳でございますが、まず、1つ目、エアコン改修等が約1,181万円、網戸改修が約35万円、蛇口改修が約68万円となっております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。

次、8番目ですが、資料4の82です。

生活保護扶助費について、見込みに比べ、生活保護世帯の増加が少なくとの記述がありますが、新たに9世帯が受給というふうにありますけれども、年間の相談件数は何件ぐらいあったのかと。

以前、私もいろいろ問合せがあって、市にお願いしたりしているんですが、家の所有があるから無理だとかというふうに、もう頭から思ってみえる方なんかもお見えになったりしますので、具体的なやっぱりその中身、相談件数だとか、内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えします。

令和2年度の相談件数は、延べ52件、実件数にしまして32件でした。

生活保護制度の具体的な内容の広報はしておりませんが、相談があったときは丁寧に聞き取りを行い、現在の生活状況を確認して、生活保護制度を説明しながら、相談者に寄り添い、生活保護のみならず、他の制度の活用の有効的な方法も考えながら相談を受け付けております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 山口市は非常にそういう相談者に寄り添って対応されているというふうに私も思っています。この間も何件かお願いして、本当に丁寧にされていて、ここはすばらしいあれだなと。全国では、水際作戦で切ったりという中で、やられているので、私は非常にいいことだというふうに思います。

今年、今まで扶養親族等に問合せをして、助けられないかというような話があったんですが、国会の議論の中で、実際にはそこまでいっても2%程度しか、そこに結びつかないということで、一方では、やっぱり家庭のこと、自分のことをいろんな人に知られたくないとかということがあって給付に結びつかないとか、申請しない、ためらうというようなこともあったりして、それを国会で取り上げて、厚生労働大臣が、それはあくまで任意で、申請する本人が拒否をすれば、やらなくていいというような答弁が出ているので、そこら辺りについての広報等を含めて、どのようにされているかをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再質問にお答えします。

今、議員お発言のとおり、扶養義務者の支援が受けられないかということは、相談の中でも申請者の方にお尋ねをします。

扶養義務をしていただければ、その方の生活の自立に結びつけば一番いいことでありますけれども、やはり疎遠であったり、今までずっと顔も見えていないといったような状況でありますときは、中には扶養調査を省略する場合も現在ございます。ケース・バイ・ケースということで、面談者と相談しながら実施してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 厚労大臣の国会答弁の中でも、基本的に申請したときについては、扶養義務者のところにいろいろ問合せということは配慮してという話でしたので、その線に沿って、極力、対応を引き続きしていただきたいと思います。

それでは、続いて、147ページのところです。

特別教育サポーター5人配置をして、複式学級を解消したというふうにありますけれども、具体的な学校の状況、どこの学校かということと、複式学級は全て解消をできたのかということについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えいたします。

特別教育サポーターの配置についてでございますが、山県市の特別教育サポーターは、山県市の会計年度任用職員で、いわゆる非常勤講師として小学校の教科担任制を推進するために位置づけております。

昨年度は、複式学級のある大桑小学校、伊自良北小学校、いわ桜小学校の3校に優先して1名ずつ配置しました。2名については、それぞれ別のその他の学校に2名を配置いたしました。

複式学級のある3校につきましては、特別教育サポーターが1名配置されたことによって、およそ週13時間の授業を行うことができました。それによって、特定の教科ではありますが、複式学級を解消した授業を行うことができましたが、全ての教科で複式学級を解消することはできませんでした。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 配置の状況だとか、全ては解消できなかったけれども、それぞれ

のところでやったということですので、引き続き努力をしていただきたいなというふう
に思います。

続いて、149ページのところです。

小学校の長寿命化工事について、令和2年度は前年までの工事が終わって大幅な減額
になっていますけれども、学校の外壁の補修など、大がかりなやっぱり工事等々につい
て、令和2年度はどんなような対応されたかということについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

学校の外壁補修などの工事についてでございますが、学校の施設の整備につきまして
は、山県市の公共施設等総合管理計画個別施設計画の10か年の整備計画に基づいて行っ
ております。

令和2年度は、小学校の長寿命化工事については、富岡小学校の渡り廊下屋根改修工
事のみであります。国庫支出金、地方債を活用して、伊自良北小といわ桜小学校のト
イレ改修工事を行いました。したがって、令和2年度は外壁の工事は行ってはおり
ません。

しかし、幾つかの学校から外壁補修の要望もございますので、今後、学校の施設につ
いて総点検を行い、緊急性の高いものから優先して整備を行っていかうと予定しており
ます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 渡り廊下の屋根、見てきました。外観上の結構汚れ、学校だけじ
ゃなくて公民館もそうですけど、ずっと何年かたつので汚れてくるんですね。ああい
うのを見た感じ、あんまりよくないと。子育て支援で一生懸命、山県市頑張っ
て、市長含めてやられている中で、そういうようなところがあるのは、私は本当にきれいにした
ほうがいと、緊急性。

総点検をされているということなので、そういう意味でいうと施設計画の10年計画と
言わず、全てのやっぱり学校を点検していただいて、見た感じからもきちっとされるよ
うにしてほしいなというふうに思いますが、来年度以降に、具体的に予算要求されるも
のというふうにご理解をいたしました。

それでは、次、行きます。

173ページです。指定管理委託事業のところでは、

コロナ禍で、休館日が61日、17日減少というふうになっていまして、当然、施設料が

減少すると、725万で、36%減少というふうになっています。

指定管理者は、指定管理料に関係なく運営をしてコスト管理をしているのかと、運営の状況について、今年の事業報告書等からコメントをお伺いしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 議員の御質問にお答えします。

御質問の山口市総合体育館等の指定管理、運営していますTeam-Yamagata Sports Clubの令和2年度の運営状況につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設利用禁止や時間制限等による利用者の減少、また、予定されていた大会行事についてもキャンセルが相次ぎ、施設全体での売上収入につきましては、前年度比の64%の結果となっております。

指定管理者としましては、事業収入減少を考慮し、施設管理の人員配置の見直し、あるいは修繕費、備品購入費等の削減を計画的に実施するなど、支出の削減に努め、コスト管理をしております。

主な支出削減の内容としましては、前年度決算ベースで比較しまして、人件費が約4%減、修繕費約23%減、光熱水費約22%減、備品購入費43%の減でございます。

なお、人件費4%の減につきましては、施設の利用禁止となりましても、臨時職員、いわゆる事務職員あるいは施設内外の清掃職員、こういった臨時職員に対して、労働基準法の第26条に伴い、休業手当の支払いを実施しております。そういった中での4%の削減結果となりました。

以上のことを踏まえまして、令和2年度の指定管理運営状況につきましては、事業報告書等を精査した結果、適正に管理運営がなされていると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 指定管理料が4,305万円ということで、収入がそのうち750万で見ると17%。休館日も17%と、ぴったりした数字で、努力されているなというふうに理解をしました。

それでは、続いて、181ページのところです。

一般被保険者療養給付事業で、令和2年度は10%近く減少をしています。令和元年も減っていました。

これは、実際に、先ほどインフルエンザが減少したというような話もありましたが、コロナによる診療控え等が起因しているかどうか、評価についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えします。

コロナ禍による診療控えも1つの要因ですが、皆さんが感染症予防対策の徹底を図るとともに、健康管理を行ったことが医療費の抑制につながったと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 診療の控え等々が進むと、重症化したりとかいろんなことあるんですが、どちらかというところ感染対策でやってきたことの要因が多いということでしたので、その点は分かりました。

ただ、全体によると、やっぱりコロナ禍でいろいろ大変な状況が続いている、経済的な状況も続いているので、引き続きそういう中で、診療控えというのは起こらないように。

今回も後期高齢者のところで2割、2倍の法が決まりまして、来年の秋からとかいう話になっていますが、厚労省自身もそういうことによれば、診療控えが1,050億円ぐらい出るという試算までしているような状況ですけれども、あくまでやっぱり診療者の立場で、詳細な対応をしていただきたいと思います。

195ページに行きます。

高額介護サービス費が増えて、支給件数も、平成28年度4,430件あったんですが、令和2年は5,396件というふうに増加をしています。

高額介護サービスとはどのようなもので、また、この増加傾向というのは今後どのような推移をしていくと予測されているか、お尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

高額サービスですが、介護保険の事業の中で、介護サービスを利用されたときに自己負担金1割から3割をいただいておりますが、同一の月内、1か月の間に利用したサービスの個人の方の負担の合計が高額になり上限を超えた場合に申請をしていただくことで、その超えた分が高額サービス費として、後から支給されるという制度でございます。

同一世帯で複数の方がサービスを利用している場合には、世帯の合計の金額となります。

ちなみに、負担限度額は現行並み所得の方の場合で4万4,400円を上限といたしております。山口市では、限度額が1万5,000円の世帯の方が多いのが現状でございます。

なお、令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図るという観点から、一定年収

以上の高所得者世帯には負担限度額の見直しがされました。負担限度額の上限は、今まで1万5,000円から4万4,400円であったものが、1万5,000円から14万100円までの5段階となります。

増加傾向につきましては、年々支給件数が増えております。高齢者の増加、介護認定者の増加、介護サービス利用者の増加というものがありますので、今後も増加をしていくものと考えております。

特に、元年から2年に件数が増えておりますのは、これは人数ではなくて、月数でございますので、毎月、請求をされませんかという、申請をされませんかという書類を送りまして、その都度されていない方は遡って2年分まとめて払ったりをしております。

そういった方々に細かく連絡を取って申請をしていただくようにした結果、R2年度は、件数がちょっと増加をしたということでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 概要については分かりました。

それで、先ほどおっしゃったように、具体的な支給件数も増えているということでしたが、もともとのつくった計画ありますよね。その計画との関係で、この推移というのは大体計画の範囲内かどうかという点について再度お聞きします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） この高額サービス費だけではなくて、サービス全体において毎年度上がっていくという計画で見えております。

介護施設を利用される方、それから、通所を利用される方の変動はありますので、細かくは多少の変動はありますが、全体的には計画どおりだと思っております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解をしました。

続いて、14問目、198ページです。配食サービス事業についてお尋ねをします。

1つは、この事業の実施先、委託先はどこか。

それから、2つ目は、利用者の地域の分布がどんな感じになっているか。

3つ目は、この需要というのは、今後どの程度見込んでやられているかということで、それと、あと、こういう事業の中身についての広報、どのように進められているかという点についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

1点目の、事業実施先、委託先は、社会福祉法人三輪会です。

2点目の、利用者の地域分布につきましては、昨年度末、高富46名、伊自良3名、美山50名の99名の方に御利用をいただきました。

3点目の、需要の見込みにつきましては、令和2年度は利用件数が多くなりました。これは新型コロナウイルス感染症のため、通所サービスの利用を控えられたり、事業所がコロナの感染で利用を休止したために、昼食を利用された方が増えたり、また、利用を始められた方があったということで、それまでの毎年度見ておきますと、年度に利用の増減はありました。

今後の利用につきましては、高齢者等の増加に伴い、サービスの需要はあると考えております。

利用申込みなどの広報につきましては、配食サービスの利用申込みは、地元の民生委員さんを通しての申請となっていますので、民生委員さんの会議で説明をさせていただいて、必要な方の申請をお願いいたしております。

また、地域包括支援センターやケアマネージャーから必要と思われる方、本人や、また、離れて暮らす家族へ連絡もしていただいたりなどをして、利用につなげていくということをいたしております。

以上で答弁いたします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 全容は分かりました。

2点ばかり再質問したいんですが、1つは、高富46件、美山が50件で、伊自良が3件ということで、非常にちょっと人口比も開きがあるんですが、そこはどうかというのが1点と、それから、実際にこの利用に当たって、当人の負担額はどのくらいかというのをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

まず、地域のばらつきですが、高富とか、伊自良は、比較、個人でお弁当を取ることでもできるという地域でもありまして、必ずこのお弁当でなければならないということではなくて、利用者が、個人負担になりますが、選ぶということができる。美山につきましては、ほかの弁当業者は遠くて入らないということがありますので、やはり利用される方が多いというのは、高齢者の人数からいっても可能性はあると思います。

どちらの包括も、それから、各地域の民生委員さんにもきちんと平等に話はさせてい

ただいておりますので、希望がないのだというふうを考えております。

また、配食サービスの個人負担につきましては、1食408円でございます。食材費と調理費分を個人負担していただいております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後、15問目です。

資料4-3の210ページ。公共下水道の管理事業についてお尋ねをします。

供用開始12年で接続率が45.3%になっています。

令和元年から2年にかけて、接続が102件増加したというふうにあります。この増加した分は、新築時に増加をしたのか、既存の家屋の接続が進んだのか、それぞれ数値はどうなっているかというのを、まず1点お尋ねをしたい。

それから、対象世帯、これ逆算すると4,340件というふうになるんですが、接続されていない世帯2,374件、接続は1,966件ということですので、この1年間の対策はどのようにされたのか、そして、今後どのようにされていこうとしているのか、お尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えいたします。

令和2年度における新規接続件数102件の内訳でございますが、新築時の接続が64件、それから、既存家屋の接続が38件となっております。

2点目の接続率向上対策につきましては、平成20年の供用開始から、接続率向上のため、継続して広報紙やホームページ掲載によるお願い、戸別訪問及びアンケート調査、接続工事費の融資あっせん等の啓発の取組を行っており、令和2年度におきましても、同様に行ってまいりました。

今年度以降につきましても、引き続きホームページ掲載と定期的な広報掲載による接続のお願いなど、継続して啓発を行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 増加によって、直接的かどうか分かりませんが、決算の中身を見ると、使用料が、令和2年度1億3,546万円ということで、当初予算が1億2,176万という予測でしたので、1,370万ほど、11.3%増えているんですけど、これ、実際に接続をされることによって、確実にこのように増えていくかどうかという点についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） 再質にお答えいたします。

使用料につきましては、昨年度に比べまして806万の増となっておりますので、微増ではありますが、接続件数の増加によって使用料等も増えているのは見ていただければ分かると思います。

以上で説明とします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 接続率問題については、この間、同僚議員もいろいろこの場で今まで取り上げられてきたというふうに思うんですが、結構お聞きすると、高齢化世帯とか、なかなか接続が難しいとかということがあって、先ほど融資のあっせん等々含めて相談しているというお話があったんですが、何か特別にそういう接続率を上げていく、収入を確保していくとか、そういうような具体的な何か対策のようなものを、来年度に向けて様々やれると思うんですが、そのようなお考えはあるでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） ちょうど岐阜県が作成しました岐阜県汚水処理施設整備構想、30年制定されたんですけれども、そちらの中間見直しが今年度から始まるんですが、後発で整備を行った市町など、下水道接続率が低迷している団体が集まって、接続率向上に向けた対策を協議する研究会が県主催により立ち上がる予定でございます。

山県市におきましても、この研究会に参加しまして、同じ課題を持つ他自治体と問題点を共有しながら、有効な施策を模索して、一緒に取り組んでいきたいと、今後は考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 県が主催して研究会、接続率向上のための対策等々を整理するということでしたので、ぜひ、こういう制度がきちっとできて、補助制度なんかも充実をされて、接続率が上がるようなことを祈りたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更についてまでの13議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員会付託。

議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更についてまでの13議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付のとおりであります。議案付託表のとおりであります。それぞれの所管常任委員会に付託いたします。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

13日は総務産業建設委員会、14日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時から開催、なお、コロナ感染対策のため、会議室は全員協議会室としますので、御承知おきください。

17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時58分散会

令和3年9月17日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

山県市議会定例会会議録

第3号 9月17日（金曜日）

○議事日程 第3号 令和3年9月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 田中辰典君 | 2番 | 奥田真也君 |
| 3番 | 寺町祥江君 | 4番 | 加藤裕章君 |
| 5番 | 古川雅一君 | 6番 | 加藤義信君 |
| 7番 | 郷明夫君 | 8番 | 操知子君 |
| 9番 | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君 |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-------|-------------------|--------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 宇野邦朗君 |
| 教育長 | 服部和也君 | 理事兼 総務課長 | 奥田英彦君 |
| 企画財政課 長 | 谷村政彦君 | 税務課長 | 大西義彦君 |
| 市民環境課 長 | 山田正広君 | 福祉課長 | 市原修二君 |
| 健康介護課 長 | 藤田弘子君 | 理事兼 子育て支援課長 | 久保田裕司君 |
| 農林畜産課 長 | 森正和君 | 水道課長 | 丹羽竜之君 |
| 建設課長 | 高瀬正人君 | 理事兼 まがくり企業支援課長 | 大熊健史君 |
| 会計管理者 | 江尾浩行君 | 学校教育課 長 | 日置智夫君 |

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ただいま議長から御指名をいただきました、日本共産党の福井一徳です。3問、一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の1点目、富岡橋の架け替えと市道14009号改良工事に伴う通学路の安全確保についてお尋ねをします。

西深瀬交差点から東へ国道256号、富岡小学校前交差点までの市道14009号の改良工事が予定されています。富岡橋と富岡2号橋、通称、私たちはなわて橋と言っているんですが、その間に迂回路確保のために仮橋を設置し、工事全体は約4年間の工期日程で、令和7年3月末完成の予定とのことでした。今回の4年間にわたる工事のために、子供の通学路が変更されることになりました。通学路は子供の命と安全を守る立場から、十分過ぎる対策が必要だと考えます。

そこで、最初に、教育長にお尋ねをいたします。

この通学路の安全確保を図るために、どのような検討と要望を取りまとめられているか。

次に、今回の道路改良工事に直接関連する担当部局の建設課長にもお尋ねをいたします。

今回の仮橋を含む通学路の安全対策に関する県や県警本部との公安協議の内容、また、地元住民、富岡小学校、高富中学校、教育委員会等の意向を受けての、市としての通学路の安全確保対策について、どのような対策内容かお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、通学路の安全確保を図るための検討と要望の取りまとめについてですが、通学路での子供の安全確保に万全を期すことは、行政はもちろんのこと、社会全体の責任です。富岡橋架け替えに伴う安全対策については、学校保健安全法にのっとり、

学校は保護者の意見や登下校の実態等を踏まえて具体的な要望を取りまとめ、行政に要求すること。設置者としての教育委員会は、学校の要望を踏まえ、現場での検証を通して対応策を検討し、建設課との協議を重ね、必要な措置を講ずることと考えています。

本件に関わって教育委員会がこれまでに取った対応は、本年3月10日の庁内協議がスタートです。建設課から工事計画の概要説明を受け、児童・生徒の安全確保の観点から、歩道の確保とガードレールの設置について要望しました。8月20日には通学路の危険箇所の合同点検を実施し、通学路変更に伴うなわて橋付近の現地調査を行い、交通量の制限について要望しましたが、要検討事項として現在保留の状況です。

学校からの聞き取りにつきましては、8月24日の富岡小学校が住民説明会で要望した内容について書面で報告してもらい、全16項目の要望について、道幅の拡張や仮設ガードレールの設置、待避場所の確保等、学校の要望に添った方策を建設課で検討していることを確認しております。なお、高富中学校については、8月24日に建設課から工事計画の説明を受けていますので、学校教育課からは9月2日に通学路の指定について早急に検討することを依頼し、9月9日に通学路の迂回路案を提出してもらったところです。

これまでも建設課とはその都度協議し、子供の安全確保については共通認識で進め、学校や地域の理解の上で工期や安全対策が決定していくものと捉えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、富岡橋の仮橋を含む通学路の安全対策に関する岐阜県や岐阜県公安委員会との協議内容につきましては、市道14009号線の仮設道路と枝線市道との取付け道路の交差点協議を行いました。

次に、地元住民、各小中学校、教育委員会などの意向を受けての、市としての通学路の安全確保対策につきましては、これまでの地元説明会などで、鳥羽川堤防右岸道路への北進が仮橋の設置により通行ができなくなるため、車両が生活道路である市道東浦線へ流入し、交通量が増加する、また、変則的な交差点形状であるため、通学路の安全確保についてなど、そのほかにも多数の懸念する御意見がございました。

山県市としましては、通学路の変更に伴う現時点での対策内容は、国道256号高富バイパスの西側のオレンジヒルズから西深瀬交差点までのガードレールがない箇所について、置き型ガードレール約100メートルの設置、富岡橋西側の道路沿線に流入を抑制する看板の設置、変則交差点付近に警備員2名の配置、富岡2号橋の西側道路においては仮設歩道約20メートルの施工、そのほか、横断歩道の引き直し、また、新川における仮橋と仮

設歩道の設置、市道東浦線変則交差点付近における横断歩道の西側に児童待機場所を確保するなどの対策予定でございます。

現時点において山県市としましては、先ほど申し上げましたような形での対策を考えておりますが、やはり日頃から子供たちの通学路で見守り隊として活動されておみえになる方、地元住民の皆様、保護者の御協力も必要不可欠だと考えております。今後におきましても、関係機関などと連携を図り、安全確保に努めていく考えでございますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 具体的な安全確保について、教育委員会もそれぞれのところで検討され、先ほど16項目という要望をまとめたということでしたが、これに基づいて建設課のほうも具体的な検討をしているということで幾つか報告がありました。

それで、現在の交通量がここ、どんな感じになっているかということで、実はここを通って富岡小学校に通う子供たちというのは、全校生徒の半分ぐらいだということなんです、校長先生にお聞きしましたけれども。工事が始まるというので、富岡小学校の校長先生たちが調査をされました、現地。4月27日と5月7日連休明け、それから6月14日ということで、それぞれ3日間、あそこのなわて橋のところの前に立って、何台車が通っていくかということで、ちょうど通学路、あそこ辺り7時半ぐらいから通りますので、7時半から10分単位で計測をして、それで8時までの時間帯で何台通るかという調査をされています。その結果は、10分刻みでいくと31分から40分まで77台、41分から50分までが78台、7時51分から8時までが48台ということで、具体的に現場を調査しながらやられているなというふうに思いました。

それで、ちょうどこれは4月連休前とか5月の連休明けとかそういうことだったんですが、実際にどうかということで、8月26日木曜日、私も実際にそこへ行って、状況を見ながら同じ時間帯を全部カウントしました。そうしたら、ちょっと台数が増えていて、最初の10分間は109台です。41分から50分までは107台。51分から8時までの間は105台ということで、平均すると10分間で大体105台以上通るということが分かりました。だから1分間に10台から11台の車。ずっと様子を見てみると、信号が変わるとぎ一と来るという状況ですね。この日は子供たちは登校していませんでしたので、どういう状況かというのはあるんですが、私は基本的にどのくらいの交通量があるかということで現場を見に行きまして。

先ほど説明があったように、なかなか文章だけでは分からないので、こういうふうに

して通学路なんかを全部描いて、現地を全部見てきました。全容が分かってきたんですけど、説明会で報告された迂回路の関係でいうと、ずっと見ていて3点ほどあったんですけど、先ほど回答もありましたけど、1つは山県インターへ行く道路を地下で抜けるんですよ。先ほど言われたように、オレンジヒルズからずっと横切って通学路を確保するか、今民家がありますけど、そこを確保していくんだという話で、そうするとボックスカルバートを通して子供たちはなわて橋のほうにずっと上がっていくというふうになっているんですが、現地を見るとボックスカルバートがちょうどインターへ上がる道の下にあるものですから、道路面から当然掘ってあるんですよ。掘って上がるようになっている。高さ制限が1,800ですから私の宣伝カーでは通れないんですけど、そこを見ると10センチ水がたまると通行禁止って書いてあるんですよ。今までも多分何かやっているんだと思うんですけど、そういう場合どうするのかというようなことが1点。

それから、通称なわて橋の北側、クランクして、迂回をして堤防道路に上がっていくというような、これですと迂回路と車の進行方向が説明されているんですけど、なわて橋の北側は車道4メートル、歩道2メートルぐらいで、ちょっと危ないので広げるよというふうに話があったんですけど、実際に見てくると、今ゴム製の踏むとぱたんと倒れるような、そういうゴム製のポールが幾つかあって角のところに、危険だというふうでやってあるんですけど、実際に4年間あそこを通るというふうになると、車道と歩道の間、やっぱり鉄製のガードレール、先ほどガードレール、別のところで設置するというふうにあったんですけど、やっぱりそれも実際必要だと思います。半数の子供があそこ通るので。

3つ目は、先ほどガードマンを設置というふうに言われたので、これは確実に、それは設置してほしいと。するという話でしたからよかったかなというふうに思うんですが。ついでにこのときに調べたのは、尾ヶ洞の集落から車が何台出てくるかと、10分間に、それもずっと調べました。そうしたら、最初の10分では8台、次は14台、そして、一番最後の10分間は7台でした。だから思ったよりあの集落から車がたくさん出てくるかというところとそうではなくて、あそこの堤防にずーっと登っていく車が圧倒的に多いというような中身でした。ですから、今説明された、最初に説明された報告の中で、実際に例えばボックスカルバートの問題、どういうふうにか考えるのかということとか、それから、なわて橋のところのガードレール設置の問題、これもきちっとやっぱりやってほしいと。ガードマンの設置は当然、要するに工事の中できちっと確保するというようなことについて、どのように対処されるか、建設課長に再度質問いたします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 再質問にお答えします。

3点ほど今、御質問があったようなんですけれども、いずれにしましても、今工事発注前で、今後、工事業者が決まりましたら工事説明会を予定しております。そういった中でまた懸念されることがございましたら、こういった関係機関と協議しながら通学路の安全確保に、対策に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 工事発注する前にボックスカルバートのところが通れなくなるからどうするかとか、なわて橋のところにガードレールを設置するという話は、工事発注とは関係なくやれるのではないかなというふうに思いますので、これを具体的に検討して実現をしてほしいと、危ないということがありますので。

再々質問したいんですけど、この間、一番最初に私が思ったのは、今、仮橋のところを渡ってすぐ北側に、堤防に車が上がれば、こんなクランクで回って危ないところに行くという必要がなくて、富岡橋の手前で止まってすつと行けると、今の現状と同じなんですよね。ところが、仮橋を設置するということになって、よくよくお聞きもしたんですけど、そうすると1メートル仮橋を下げて、堤防道路から1メートル下げて造ると、仮橋をというふうになっているので、段差があってそこに上がれないのでクランクで迂回をしていくという説明だったんですけど、これ、仮の橋なので撤去するわけですね、後で。これを同じ高さで造れば別にクランクしなくたって、すつと行けるというふうに思うんですけど。だから、下げずに今の形で管理をしていったほうが安全ではないかなと思うんですけど、あえて、要するにこれを下げるとするのはどういう理由かと。恐らく事前検討の説明で協議されているので御存じだと思うんですけど、なぜ、そのところ、1メートル下げて造るのかということが1点ですね。

それから、もう一つは、橋の形状とかいろんなことがあるのでいろいろ調べたんですけど、これ、もともと富岡橋となわて橋、富岡2号橋というんですよね。私、知りませんでしたけど。これ、2つを1つにしちゃうと、一本化するという計画なんですよね。議会の中でそういう報告、補正予算なんかでも聞いていませんで、橋を改良すると、広がるというので、ああ、いいなというふうに思ったんですけど、実際にいろいろ資料を取り寄せると、協定書の中にも出てくるんですが、富岡2号橋は廃止をして、それで富岡橋に合体して、道路を広げて歩道もつけるというふうになっています。これは、実は富岡公民館で行われた改良工事の説明会の資料のところの、富岡2号橋はどうなるかというのは全然資料に出てこないんですよね。だから、多くの人は、あれが終わったら富

岡2号橋、いわゆるなわて橋を通過して子供たちは通学路で行くというふうに思っているんですけど、実はそうじゃないので、なぜこれを取っちゃうのかということが、建設課長に聞きたいのが1点です。

それで、これを撤去というのが、市の側から要望を出したのか、県の側からこういうことでやるよというふうになったのかどうか。それは費用負担にも関わってくるんですよ。ずっと見ているとプラスマイナスがあって、7,000万ぐらい多分増額になるということなんですけど、ずっと見れば見るほど、ここに、もともと下からずっと工事をやっていって、橋にぶち当たったらその橋を架け替えるということなんですけど、今回は川上のほうの橋を市道の改良と一緒に架け替えるよということになるので、ここから、要するに護岸工事だとかいろんなことを、水量の調査等を含めて検討されているということも分かりました。そういう意味で、先ほど言いましたように、何で1メートル下げるのかということと、富岡橋と富岡2号橋、合体しちゃって富岡2号橋、なわて橋は崩すというふうになったのはどうしてか。それは、要するに市からの要望なのかどうかということについてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 再々質問にお答えします。

1点目の、仮橋の件で1メートル下げるというのは現況、私もはっきりちょっとお聞きしていませんのであれなんですけれども、河川課との協議の中でそういうお話になったということでお聞きしておる次第でございますし、2点目のなわて橋、富岡2号橋ですか、これ、今現在、歩道的な、車道が通れなくなっているという状態でございます、今回新設する富岡橋にその歩道の部分を付け足すという形、付け足すというあれなんですけれども、歩道橋を設置するというので、これは、うちのほうの市からお願いしました。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。質問を変えてください。

○9番（福井一徳君） 富岡2号橋を取っちゃうというふうになると、今後の通学上の安全の問題もあるので、ぜひこれは今後具体的に、また質問していきたいというふうに思います。

それでは、2番目、太陽光発電の設備設置に関する山縣市条例の制定、進捗状況についてということで、6月の市議会でこの問題を取り上げました。伊自良地区が最も大きくて264筆、約4万8,300坪、美山地域で105筆で、1万5,600坪、高富地域で106筆、1万7,300坪ということで、山縣市合計で475筆、8万1,200坪に太陽光発電パネルが設置され

ているというお話でした。

国としては、資源エネルギー庁が全国的な制度で、太陽光発電の設置に関するガイドラインというのはもう既に基準を設定しているわけですね。このような中で、6月の市議会で、実際に問題が起きた場合にどこまで具体的に検討できるかというのは、先進的な他市の事例を見ながら全庁的に多方面から検討していくという答弁がなされました。なかなか条例がないと具体的な対策、手の打ちようがないということですので、早期の設置ということを求めたわけですが、その後、市民の方から太陽光パネルが家の前に大々的に設置されて、高台の家から風景が一変して、夕方の涼しい風も太陽光パネルが遮って流れてなくなってしまうと。パネルが設置される頃に役所に相談に行ったけど、私たちは何も手出しができんと断られましたという苦情の電話をもらいました。それで、電話だけではいけないので、私は現地を訪ねてお話をしてきました。まさに設置されるときに、いろいろ住民の説明会とか、条例でそういうものが制定されていればあるんですけど、ある日当然できて、事業者に言ったって、もう工事は進行していますからどうしようもないというようなことが現実にやっぱり起こっているということで、6月の答弁を受けて、その後にこの条例の制定について、具体的にどんな検討をされているかということについて、それぞれの検討状況があると思いますが、市民環境課長にお伺いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えします。

太陽光発電事業者は、先ほども議員さんもお話がありましたように、国の許可を受けて資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドラインに基づき、事業計画策定の初期段階から地域の住民と適切なコミュニケーションを図ることが目的とされております。自然環境及び生活環境の保全との調和を図りながら、事業を適切に実施されているものと認識しております。しかし、近年、全国的に設備設置後において、マスメディア等でこんなはずではなかったなどと報道されることが多くなりました。

進捗状況につきましては、現在、関係各課にて諸問題の洗い出しを行っているところであり、全体的なまとめにまで至ってはおりません。太陽光発電設備の設置については、近隣関係者、土地所有者及び事業者に対する様々な課題があることから、国や県の動向を注視し、また、関係各課との連携を図り、情報を共有するとともに、県の助言をいただきながら慎重に取り組んでまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 資源エネルギー庁の具体的に出しているガイドラインの中で、住民と適切なコミュニケーションを取りというのがありますが、実際設置されたときに住民のコミュニケーションをどういうふうにとっているかということはなかなか曖昧で、例えば地域の近隣のところで住民説明会がされるとかというようなことがないんですよ。そういうことがあるものだから、住民の人がいろいろ苦情に行くと。ところが、市としても条例がないので言いようがないですよ。というようなことで、実際には工事が始まってしまっているということで問題が起きている。かなりの部分、もう設置されてきているんですけど、だから急いでやる必要があるんですが、今お話があったのは、各課で諸問題の洗い直しをして、関係者、所有者、事業者のところで、県の助言を得ながら慎重に検討していきますというお話でした。

それで、これについて、県の動きについて、改めて市民環境課長からどのような動きになっているかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

県の動きがどのようになっているかということなんですが、議員さんも御承知のとおりかと思いますが、今年度の6月議会でも太陽光発電の設置についてという、県議会のほうで一般質問があったと思います。その中では、岐阜県においても脱炭素社会の実現に向けて太陽光発電設備の適正な設置や維持管理に係るルールづくりを市町村や事業者の意見を基に取り組んでいくというところがございます。先ほども申しましたように、県の動向をうちのほうも見ながら、いろいろ助言をいただきまして、慎重に取り組んでいくというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 6月議会で商工労働部長が答弁をしてということで、県においてもそういうルールづくりをしていきたいということなので、ぜひ、市の中でも条例制定に向けて急いで進めていただきたいというふうに思って、2問目は終わりたいと思います。

それで、最後の質問に移りたいと思います。

山県市水道・簡易水道の水道料金50%の値上げは必要かということでお聞きをします。

これは6月の議会でも質問をいたしました。今回作成された山県市水道事業経営戦略では、令和5年から令和11年にかけて、段階的ですが、水道料金の50%の値上げを計画して、当初、令和5年には30%、令和8年に10%、令和11年に10%と3段階で値上げを

して、通算で50%の水道料金の値上げをするという計画でした。

その理由は、1つは人口減少によって、水道の利用料が令和元年と比較して両水道で約14%ぐらい利用が減ると。この中で、一般家庭が両水道ともに約85%ぐらいの利用を占めているということですので、人口減少がこういう形で影響すると。2つ目は、高富・美山地区の管路のうちに、布設から30年から35年経過した管路は全体の約18%に当たって、67キロに及んでいると。これは取替えが今後必要になってくると。これらを勘案すると赤字にはできないので、値上げして採算を合わせる計画であるというお話でした。

議会では、一般論として公営企業の独立採算の考えから、受益者負担の原則で一定の水道料金の改定は必要であること。一般会計の持ち出しをすれば、ほかの市民サービスの施行ができなくなったり、慎重な検討が必要であると。他市町村と比較して安いほうで、値上げ後も上位10位ぐらいなので、今後は水道事業審議会で審議を重ねながら慎重に検討していくという答弁でした。

私は本当にそうなのかなと。人口減少による水道料収入は50%の値上げが完成する令和11年度、令和5年から上げていくんですが、そうすると3,128万円の本来は減収、人口減少、減っていくから、しますよというのが3,128万円減収していますよということに対して、ここで3段階で50%の値上げした後には、1億3,510万円の増収の予想ですというのが、具体的に市の計画の中に細かくつぶさく数字で書いてあります。

それで、管路の取替え布設や施設整備にお金が要るということですが、そのために企業債を6億円借り入れて、50%水道料を値上げ、完成の令和11年までは利息だけ計上して、令和12年からは元金返済が増える計画です。しかし、値上げ完了後の令和12年からは、逆に合併時の投資返済が終わりに近づいて返済総額が減少期に入ると。これ、経費だけずっと見ていると、15年には5,785万円減って、令和18年は9,558万減りますよと、その分が、ずっと今投資している分が減りますよというふうに、この数字、説明書の資料の中からは読み取れます。つまり50%の値上げすることで、8年後の令和11年度には、水道事業は累積の黒字で2億5,706万円から4億7,580万円、実際に数字で、私がいただいている市の表の中に出てくるんですが、増える勘定になります。なおかつ、その後の投資経費の返済額が12年後には約5,800万円、15年後には9,500万円も一応今の投資の部分が減っていくということですから、黒字になるというか、その分だけ要するに経費が減っていくということになります。そこに新たな経費が上乘せになるということですね。

ただ、収支予測というのが、10年計画ということなので、令和11年の50%値上げ完成年度までしか出ていないので、なかなか市民にはその後というのは分かりにくいんです

よね。令和18年までは前に投資したやつがずーっとなくなっていくよと、新しい経費が増えていくよということなんです、要するにその損益の資料はない。11年までしかないので分かりにくいと。

以上の内容から、やっぱり50%の大幅値上げはかなり圧縮させることは可能じゃないかなというふうに思うんですが、改めて水道課長の見解をお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

まず、経営戦略の本旨としましては、持続可能な経営を掲げることにあり、経営に伴う自らの収入をもって経費を賄うことを原則とする地方公営企業法に沿って、計画期間の10年間と、それに続く一定期間は黒字経営を営めるよう料金改定率を算出しております。

上水道の経営戦略内におきまして、人口減少率を基に料金収入を予測しますと、令和元年度と比較して令和11年度には約13%減の3,400万ほどの減収の見込みとなります。経営戦略で示す50%改正後の営業収益は、当然ながら1億3,000万ほどの増収とはなりますが、一方で費用も増加傾向にありまして、その推移と伸び率、今後の工事計画による減価償却の増加を含めて予測しますと、費用におきましても5,800万ほどの増加が見込まれております。

また、企業債の償還につきましては、現在の元利償還額は基準内繰入れとして、その約2分の1の額を一般会計のほうから繰り入れております。しかし、令和6年度以降に借入れを計画している企業債につきましては、現行のような交付税措置されるような企業債ではないため、繰入れ対象ではなく、全額自己資金による返済となります。これは上水道事業における交付税措置の対象が極めて限定的であることによるものでございますが、経営戦略では企業債の新規借入れが将来的に経営圧迫とならないよう、繰入金を差し引いた後の現行の自己負担額と同等程度となるように借入れを計画しております。

議員の御発言にあったように、令和12年度以降の返済総額の減少がそのまま費用減少となり黒字に加算されるわけではございません。返済額が減るということは、それに対応する繰入金も減るということで、収支が相殺されたものとなります。

経営戦略につきましては、令和元年度までの決算数値と経営状況を基礎として、10年後にも健全な経営を維持できるよう、様々な収支予測を基に収支がプラスになるよう収支計画を推計したもので、必要な料金収入を算出すると50%の改正が必要であるという試算でございます。

今後、2年度の決算額など新たな状況や数値を算入しながら適宜分析と更新を行い、

水道事業審議会での審議を重ね、改正率や改正時期等について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 再質問をします。

今回の計画どおり、令和5年度30%から3段階で50%の値上げをしていくと、令和5年から令和11年度の予測ということで収入の改善になるわけですけど、先ほどの答弁の中で、いや、一方で老朽対策、経費がかかりますよというふうにおっしゃって、私もかかるというのは知っているんですが、じゃ、どのくらい経費がかかるかというので、出されている数字で私も試算をしてみました。そうしたら6億円ぐらい増えるんです。この令和5年から11年までにね。確かに経費が増えるというのはよく分かりました。でも、50%値上げをすると、約6億円ぐらい経費が増えるんですけど、水道の収入の改善は8億3,000万なんです。6億というか5億九千何百万ですけど。50%上げると、私が言ったように、2億4,000万円は残るということなんですね。これ、どういうふうになるかというと、大体値上げをしてずっといくと、非常に粗い概算でいうと3,000万か4,000万ぐらいがだーっと黒字でいくと。先ほど言われたように、例えば一般会計の繰入れというのは、これを継続したらいろんな事業ができなくなりますとか言われたから、そうかなと思ってよく見たんですけど、これ、何千万もじゃないんですね、一千何百万とかいう程度の話なんですけれども。そうすると、3,000万から4,000万ぐらいでちょろちょろいくということなんです。

令和12年度以降の経費の問題を考えると、先ほど言われました国の地方交付税の算入にならないので、全額市が負担になりますということで、今までは半分は負担していたけど、そのままそっくり減るわけではないですよという御説明でした。それも理解をしています。本当にこういう地形的な問題を考えると、山口市のように非常にぽつんぽつんとあるところに、やっぱり憲法25条で保障されるから、水はやっぱり最後まで通さないといけないわけですよ。そうすると、長い管路を人数が少ないところもやらなきゃいけない。そうすると、すごく都会と違ってハンディがあるんですよ。前回、水道協会のいろんな案内を出しましたが、これは本当に国の政策にも非常に関わっていると。こんな中で全部、要するに公共事業の管理計画の中でこれからずっと出てくるから、みんないろいろ節約しながらやりなさいと言っているけど、私は、そういう大変な自治体に対しては国がきちんとやっぱり補助制度をつくるべきだと。いろいろ探しても何もないと。そうなんです、私も探してみたけど、何もありませんよ。だから、やっぱりそれは

つくるべきだと思いますが、そういう今制度がないので全額負担になる。それから、令和18年には現行の償却している部分はゼロになるという計画がこの計算の中で出されています。管の布設工事の関係でいうと、この前もお聞きしたんですけど、管については40年間、基本的には長いスパンでやっていくので、40年間の定額の補償ということになって、施設の改修工事については10年でやっていくんだというお話でした。ですから、収入改善が続く一方で、経費の総額については、いろんなほうで減っているけれども、やっぱりもう少し減るんですよ。二、三千万ぐらい減るんじゃないかな。

そういうふうにしたときに、私が再質問したいのは、何が何でも50%の値上げというのを決めてしまうのかと。予測なのでいろいろあるのはいいと思うんですけど、実際に概算で私が試算で検討してみると、大体30から35%ぐらいなんです、経費が増えていくのは。それを50%値上げということなんですけど、だから、何が何でも50%ではなくて、様子を見ながら、いろいろどういうふうにしていくのかというような計画の検討が必要じゃないかと。こういう形で、例えば50%の値上げということまで含めた計画で審議会に答申を出してしまうのではなくて、そこは少し柔軟に考えたほうがいいんじゃないかと思いますが、水道課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えします。

先ほども述べさせていただきましたが、今回の経営戦略策定に当たっては、令和元年度までの決算数値と現在の経営状況を基にした収支計画でありまして、10年後にも健全な経営を維持できることを前提として作成したものであります。この場合の試算結果として必要となる料金収入を算出し、改定率を示したものでございますので、改定率や改定時期などが確定しているものでは当然ございません。今後、簡易水道の法的化や、毎年度の決算額、水道施設の更新計画の進捗状況など、新たな会計規則の導入や数値を算入しながら財政収支の見積りを行い、定期的な経営戦略の見直しとともに、おおむね3年から5年とされている料金算定期間に沿って適正な原価に照らし、検証してまいりますので、後年の社会情勢や経営状況によっては今回の経営戦略で示している改定率の変更もあり得ると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 改定率については、計画としては50%というような形でつくってきたけれども、いろいろ状況を見ながら改定率については、改定も含めて50%ありきではないよというような答弁だったかと思います。

もう時間がありませんが、最後に、市長にお尋ねをしたいんですが、計画としてはこうなっているんだけど、今課長言われたみたいに、50%ありきでやっていくわけではなくて、状況をいろいろ見ながら改定をしていくという中身だという点で、50%の値上げ計画大前提でそのまま突っ走るといったことではないですねという点で御確認をしたいと思えます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

先ほどから課長が申し上げておりますように、それぞれ年度が替わって決算が出てきますので、そういった新たな数値を入れて、この料金体系につきましては、これからも検討していくことと思えます。あくまでも50%ありきではございませんので、全体計画の中で、今この時点での計画でございまして、何回も御指摘いただいておりますように、また答弁させていただきますように、それぞれの年度を踏まえてこの値上げにつきましては慎重に進めていきたいと考えております。

以上です。

○9番（福井一徳君） 以上で終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位2番 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 議長にお許しをいただきましたので、通告どおり2点質問のほうをさせていただきます。

1点目、森林の保全整備の取組について。

山口市は中山間地域で、山口市の土地の8割強が森林になっている現状です。森林は適切な整備、保全を通じて土砂流出防止機能、洪水緩和機能等の維持、増進が図られ、豪雨災害の防止、軽減に寄与しています。治山をすることにより、林業の振興、道路、人家を守り、そして市民の命を守る大変重要なことです。また、治山は治水にもつながります。

山口市には、山紫水明の地、日本一の伏流水、円原川があります。旧美山町では葛原、円原の水をくみ取っています。山口市の都市宣言には、清らかな川の流れと湖、緑豊か

な森林は、私たちの宝です。自然災害を防ぎながら、おいしい水を生み出し、四季が織りなす美しい景色は、心の潤いと安らぎを与えてきてくれました。私たちは、このかけがえのない自然の恵みを大切にしながら、地域に根差した産業を育成し、思いやりと活力あるまちを目指していくことが必要です。そして、これを未来に生きる子供たちへ引き継いでいかなければなりません。そこで、一人一人がこの美しいまち、ふるさと山県を愛し、自然とともに元気に生きていくことを、広く内外に向けて宣言します。「水と緑を大切に 活力ある山県市」。

そこで、農林畜産課長に2点お尋ねいたします。

1点目、現在の森林の保全、整備の取組状況について、2点目、今後の森林の保全、整備の取組方針についてお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、現在の森林の保全、整備の取組状況についてですが、森林は土砂流出防止機能をはじめ、多面的な機能を持っていると言われていますが、議員御発言のとおり、森林が適切に管理されて、初めてそれらの機能が発揮されます。しかしながら、森林の経営が厳しさを増していく中、森林所有者の森林への経営意欲は低下し、適切に管理されていない森林が増加しているのが実情です。

山地における溪流が荒れたり、山腹が崩壊した場合、治山事業で復旧します。治山事業は県が実施することになりますので、山県市としては、各地域の御要望をお聞きして現地調査した上で、県に対して治山事業の実施を要望していきます。令和2年度に市内で実施した治山事業は8か所となっています。

また、森林整備事業としては、特に間伐事業を重点的に進めています。間伐事業は森林組合をはじめ、市内の林業事業体が国や県の補助事業を活用し実施していますが、先ほど申しましたように、森林所有者の管理意欲が低下していることから思うように間伐事業が進まないこともありまして、山県市では事業推進のために、国の補助金に市がかさ上げをしています。この結果、令和2年度の間伐事業の実績は334ヘクタールです。

御質問の2点目、今後の森林の保全、整備の取組方針についてですが、治山事業については各地域から多くの要望をいただいていますので、要望箇所を早期に実施できるよう、今後も県に対して引き続き要望してまいりたいと思います。

また、間伐事業については、今後とも国、県の補助事業を積極的に活用するとともに、既存の事業では対象にならない場合は、市の単独補助事業で間伐を進めてまいります。

近年、今まで経験したことのない大雨による被害が発生するようになっており、土砂

流出防止機能など森林の持つ機能の高度発揮に対する期待はますます高まっております。山口市といたしましては、山間地域の皆様が安心して暮らしていただけるよう、災害に強い森林づくりを目指し、引き続き森林の保全整備を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 2点目について再質問いたします。

土砂流出防止機能など森林の持つ機能の高度発揮するための具体的な取組について、副市長のほうにお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 田中議員の再質問にお答えをいたします。

御質問の土砂流出防止機能などの森林の持つ機能の高度発揮するために具体的な取組ということですが、1つの例としまして間伐事業で申しますと、間伐した丸太が大雨で河川に流れ出て、またこれが橋梁とかというところに引っかかって被害が出る場合が、非常に山の場合が多いです。そのような中で、市は、間伐事業で間伐した丸太を極力谷へ落とさないように求めるため、市の単独事業として補助の上乗せを実施しております。また、伐採した丸太はそのままにしておきますとどうしても下へ転げ落ちることが多いようですので、大雨でも流れる土砂を少しでも止めるということも含めて、切り株を利用して等高線状に並べることを要求するなど、少しでも森林整備の事業効果が上がるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） お答えいただきありがとうございます。

防災、減災のため、引き続き森林の保全、整備のほうをよろしく願いいたします。

質問のほう、2点目、防犯カメラについてお尋ねいたします。

近年、自治体が公園などの公共施設や児童・生徒の通学路等に防犯カメラを設置、運用するケースが増加しています。防犯対策への活用や犯罪抑止効果等が期待できる一方で、不特定多数の住民を撮影することになるため、被撮影者のプライバシー権等を侵害するおそれがあり、慎重な運用が必要とされます。

山口市においては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラ等を設置しようとする自治会、地区自治会連合会に対し補助金を交付しますと山口市のホームページ上にも書かれています。山口市の市民の安心・安全のために、私は防犯カメラを推進すべきと考えております。

そこで、理事兼総務課長に3点お尋ねします。

1点目、昨年度、本年度現在の設置状況について、2点目、プライバシー権対策について、3点目、防犯カメラ推進についての見解についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、防犯カメラの設置につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために補助金を交付しております。

御質問の1点目でございますが、昨年度、本年度の設置状況についてでございます。昨年度の補助金を活用して設置した台数は5自治会、6台でございます。本年度は現時点で1台の補助金申請がございまして、交付決定をしております。

御質問の2点目でございますが、プライバシーの対策についてでございます。防犯カメラによる犯罪防止への有用性と市民の容貌または行動をみだりに撮影されない等のプライバシー保護との調和を図ることを目的として、山県市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱並びに自治会における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定いたしまして、個人情報などの保護に配慮しながら運用いたしております。

御質問3点目でございますが、防犯カメラの推進についての見解につきましては、現在、山県警察署のほうから設置場所についてのアドバイスをいただいております。自治会連合会長会議で設置について協議をしているところでございます。その結果も参考にしながら、今後設置していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） ありがとうございます。

以上で質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

通告順位3番 操 知子君。

○8番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、3点質問を行います。立憲市民派、操 知子です。

1点目、マスクをつけられない方々への理解について。

皮膚の病気、脳の障がい、発達障がいに伴う感覚過敏など、様々な事情によりマスクをつけられない方々がいます。そうした方々の特性や事情を理解し、思いやりの心を持つことも大切であり、市内や移動先でも理解を得られるように、身につけて、あるいは

表示できる取組が必要であります。

そこで、まずは山県市の現状について。市民の皆様からの相談、また、市内での周知状況、市の取組状況について、福祉課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな生活様式での生活が求められ、マスクの着用や手指消毒、密の回避、換気などの徹底が有効な予防策とされています。しかしながら、様々な事情によりマスクを着用することが困難な場合があります。厚生労働省のホームページにおいては、マスク等の着用が困難な状態にある発達障がいのある方などへの理解についてとして、障がいの特性によりマスクの着用が困難な方に対する国民の理解が求められています。

議員御質問の山県市の現状について、市民の皆様からの相談につきましては、この感染症の拡大以降、市民の方からマスクの着用が困難な場合に関する相談を受けたことはございません。また、マスクを着用できない方がいることに関する周知及び取組状況は、コロナ禍における障がい者等への配慮についてとして、様々な事情によりマスクの着用が難しい方があることを市民の皆様にご理解いただくことを目的に、現在山県市ホームページに掲載をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再質問を行います。

コロナ禍とともにマスクをつけられない方々への理解に対する啓発は始まり、静岡県のある自治体では、ホームページへの掲載のほか、市役所窓口において、民間団体が作成した意思表示バッジの設置、千葉県のある自治体では、ホームページへの掲載のほか、ダウンロードして使用できるポスターの掲載、同じく千葉県のまた別の自治体では、広報やホームページへの掲載のほか、寄附による意思表示バッジ、意思表示カードの配布が行われており、現在追加分の配布が行われている状況であります。どちらも、昨年8月、9月にはホームページにおける啓発が始まっており、先進事例であります。そこで、先進地である各自治体へ1年間の成果についてお尋ねしたところ、先ほどの課長の御答弁同様、マスクをつけられないことへの理解に関して、市民の方からの御相談や苦情は今のところなく、各自治体の状況に合わせて取組が行われている状況でありました。また、山県市のお隣関市ではプレートの配布が始まっており、9月2日時点で市役所担当窓口において15個の配布が行われている状況であります。

山口市では9月1日付でホームページによる啓発が始まりましたが、マスクをつけられない方々の置かれた状況は山口市内だけでなく市外へ移動した場合にも同様で、例えば、多くの方々が乗り合わせる公共交通機関では、関係者への理解のほかにも周囲の方々への理解も必要であり、私自身も、介護者、同伴者の方々がマスクをつけられない旨を説明する場面を拝見したこともあります。マスクをつけられない方々は、必要な場面でその都度その旨を説明することも必要であります。そのため、意思表示カードやプレートを作成して、市内だけでなく市外でも理解を得られるように支援をすることも必要であり、バスなどの公共交通機関へポスターを設置し、意思表示をした場合にも周囲への理解を求めやすくするなどの環境づくりも必要であります。

そこで、山口市内における場合、また市外へ移動した場合など、広域的な理解が必要となる場合において、マスクをつけられない方々への理解について、どのような対策をお考えでしょうか。

以上、福祉課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再質問にお答えします。

市内もしくは市外に外出した際の広域的な理解の対策についての御質問であります。現在のところ、ホームページによる広報以外の対策は考えておりません。いずれにしましても、感染しない、感染させないための感染予防対策は、特に外出のときは一人一人が対策を行う必要があると考えています。

今後、マスクがつけられないことに対する御相談がありましたら、議員御発言のような意思表示カードなどの対策方法があることを御紹介して、御自身の選択で御利用いただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 介護者、同伴者、御本人から相談があった場合には、一人一人に寄り添って対応していただくことを期待して、次の質問へ移ります。

2点目、山口市におけるワクチン接種の業務について。

1点目、山口市における接種率について。先日の全員協議会での報告によりますと、ワクチンの接種率は令和3年8月27日時点で、65歳以上高齢者90%以上、64歳以下、1回目43.2%、2回目29.9%、全体では1回目61.8%、2回目53.4%でありましたが、現時点での接種率はどのようでしょうか。

2点目、高齢者接種の課題について。7月末を完了としていた高齢者の接種ですが、

8月以降、現時点においても、まだ接種をしていないという独り暮らしの高齢者や、その他理由において未接種である高齢者に対して、どのような対策を行っておりますでしょうか。

3点目、現時点における受付業務の課題について。これまでワクチン接種が行われている間にも、実際の医療機関では、接種券に同封されている説明書が分かりにくい、見落としやすいなどの理由で、問診票の未記入やシール忘れ、検温忘れなど、忘れ物が度々身受けられる状況があり、特に接種券やシールなどの忘れ物は、暑い中、高齢者が自宅まで歩いて取りに戻らなければならないこともあり、熱中症など身体面での心配も身受けられることもありました。山口市における高齢者の接種率は90%以上となっておりますが、現在進められている若い世代の方々にも同様に、接種時間も決まっており、分かりやすい表示が必要でありました。また、ほかには、接種時刻よりも大幅に早く到着し、待ち時間における熱中症も課題として上がり、対策も行われてきました。そこで、接種体制におけるこれまでの課題、今後の課題はどのようなのでしょうか。

以上、3点について、健康介護課長へ御質問します。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

御質問1点目の、山口市の新型コロナウイルスワクチンの接種率についてでございますが、9月16日時点で市が把握している接種率は、65歳以上高齢者の1回目接種率91.6%、2回目接種率90.6%、64歳以下の1回目接種率66.1%、2回目接種率43.3%、対象年齢全体で1回目接種率76.2%、2回目接種率62.0%となっております。

2点目、高齢者接種の課題についてでございますが、高齢者の中でも60代、70代の方の接種率は大変高く、80歳以上の方の接種率が多少低いことを考えますと、入院や寝たきりの方もおみえになるかと思えます。

現在、包括支援センターの訪問や電話での健康チェック時に、ワクチン接種を希望され、まだ接種できていない方はかかりつけ医へ相談するように伝えていただいております。

3点目、受付業務の課題についてでございますが、集団接種につきましては、高齢者へのアンケートに基づき各地域での接種を行い、その結果、地元で接種することよりも一日でも早く接種したいという人が多いことが分かりましたので、美山中央公民館が一番広くて感染対策が取れ、便利であるということから、現在は美山中央公民館を接種会場といたしております。

熱中症対策につきましては、当初は高齢者の方であり、時間より早くお見えになるこ

とから、会場の外で待たれて熱中症が心配されましたが、繰り返し無線でお知らせすることにより時間どおりお見えになられるようになって、現在はスムーズに受付を行っております。接種券をお忘れの方は、確認の上、後日持ってきていただくことにしております。会場では入り口で検温を済ませ、問診票の記入について受付前に記入確認をする担当者を2名置き、受付と保健師による問診を済ませて医師の問診となるようにしております。何度も話し合い、その都度問題点を改善させてまいりましたので、今のところ課題となることはないと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 続いて、3点目、コロナ禍における特定健診の受診率について。

糖尿病などの生活習慣病の発症には内臓脂肪の蓄積が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧などの状態が重複した場合には、虚血性心疾患や脳血管疾患などの発症リスクが高くなるとされております。このため、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍に対して、運動習慣の定着やバランスのよい食生活などの生活習慣の改善を行うことにより、生活習慣病の発症リスクの軽減を図っていくことが大切であり、これは、特定健康診査、特定保健指導の基本的な考え方として、山県市の特定健診等実施計画にも記載されております。前回の第2期計画期間では、追加健診項目としては貧血検査の追加、実施率向上としては周知の徹底などが行われ、受診率も平成25年度から平成28年度までの間には28.4%から38.0%へと向上しております。

そこで、まずは3点御質問します。

1点目、特定健診のうち、追加項目におけるこれまでの変化、また、今後の方針について。

2点目、現在、第3期山県市特定健康診査等実施計画として、令和5年度までの計画が策定されておりますが、過去5年間における特定健診の受診率の推移について。

3点目、特定健診の重要性について。

以上、3点について、健康介護課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、特定健診の追加項目と今後の方針についてでございますが、特定健診においては、追加項目として貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査がございます。国の基準では、この追加項目を実施できるのは医師の判断により追加検査が必要と判断された人に限ります。しかし、山県市では、特定健診開始の平成20年

から貧血検査を、平成26年からはeGFRによる腎臓機能の評価での血清クレアチニン検査を受診者全員に実施しております。追加検査を実施することにより、御自身の血液状態や腎臓の働きを確認し、健康管理に役立てていただいていると思っております。

今後も国の見直しに応じて検討してまいります。

2点目の特定健診の受診率の推移についてでございますが、平成27年度から令和元年度の特定健診受診率は、31.9%、38%、37.8%、37.7%、36.5%でした。第3期山県市特定健康診査等実施計画の中で、国の目標受診率60%を第3期終了時の令和5年度の目標数値として上げておりますが、今年3月に策定いたしました第3次山県市健康増進計画では、山県市の現状を踏まえて、2025年までに40%以上とすることを目標といたしております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症により集団健診のスタートが遅れ、さらに完全予約制とし、密にならないよう人数の制限を行ったこともあり、受診者が減少しました。令和3年度におきましても、同様の感染予防措置を継続していること、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いていることから、受診者を増やすことは容易ではございません。市民の皆様が不安なく健診が受診できるようになりましたら、積極的に受診者を増やすための方策を検討してまいります。

3点目の特定健診の重要性についてでございますが、特定健診は日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病を予防するために、特にメタボリックシンドロームに着目して行う健診です。内臓肥満に高血圧、高血糖、脂質代謝異常が組み合わさってメタボリックシンドロームになることにより、心臓病や脳卒中といった生活習慣病を引き起こす可能性が高くなります。生活習慣病は症状を感じられないことが多く、知らず知らずのうちに悪化する可能性が高い病気です。生活習慣病の芽を早期に発見し、生活改善につなげ、発病を予防するために1年に1度特定健診を受診することは非常に重要と考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再質問を行います。

特定健診の受診率は、がん検診と同様コロナ禍において全国的に減少しており、全国比においても令和2年4月から5月には前年同月比27.3%、6月から7月は74.5%、8月から3月は常に前年同月を上回りましたが、通年では対前年比88.6%にとどまり、令和元年の実績には及ばない結果となっております。こちらは、一般社団法人日本総合健診医学会と公益社団法人全国労働衛生団体連合会による、2021年6月30日付の新型コロナ

ナウイルス感染拡大による健診受診者の動向と健診機関への影響の実態調査結果の報告を参照にさせていただいたものであります。

山口市における生活習慣病の状況は糖尿病と高血圧の割合が増加しており、糖尿病、高血圧、慢性腎不全の順に高い状況であります。これらの生活習慣病は、新型コロナウイルスワクチン接種においても、厚生労働省の基礎疾患を有する者などへの接種開始などの考え方において優先順位の上位にも位置づけられており、特定健診の重要性がうかがえるかと考えます。

そこで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染を恐れて特定健診の受診を控えている方が多くなっている現状に対して、山口市における特定健診の受診率向上へ向けた取組について、どのように進めていくお考えかを再度、健康介護課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

山口市特定健康診査、法定報告における受診率は、令和2年度は未確定数値となりますが、令和3年9月1日現在で35.2%でございます。現状で前年の令和元年度と比較いたしますと1.3%の減少とはなりますが、県内他市町の令和2年度の前年比受診率が2.9%の減少であったことを考えますと、山口市の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は他市町より小さかったと考えます。早くから医療機関と対策を話し合い、進めることができた結果だと思えます。

法定報告の受診率における受診者は、1年のうち365日、1日も資格期間が欠けることなく山口市国民健康保険に加入していた方に限られます。この法定報告からは対象外となる方も含めまして、平成31年度に市の集団健診を受診した方は633人、令和2年度が482人と151人減少しました。一方、医療機関で受診をした方は、平成31年度が931人、令和2年度は1,022人と91人増加しました。このことから、新型コロナウイルス感染症の拡大時においても、市民の皆様にとっては医療機関での受診のほうが抵抗感が少ないと考えられ、引き続き特定健康診査実施医療機関の御協力をいただくよう連携してまいります。また、集団健診においても、休日健診の実施、がん検診との同日実施等、受診しやすい環境を継続し、周知してまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位4番 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。奥田真也でございます。私からは2点質問をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、職員の勤務実態とモチベーション向上の対応について、理事兼総務課長と健康介護課長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染が猛威を振るい、緊急事態宣言が9月30日まで続いており予断を許さない中、ワクチン接種も順調に進んでおり、これは担当課である健康介護課を中心とした、全庁挙げての対策が功を奏していると感じています。しかし、通常業務のほかに新型コロナウイルス感染症対策と集団接種などのワクチン接種対応の業務が増えており、間違いなく職員や職場の負担が増えてきているのではないのでしょうか。

5月12日の中日新聞にて、各務原市の新型コロナウイルスワクチン接種対策室に勤務する一般職員11人のうち7人が、4月の時間外労働時間が過労死ラインである80時間を上回っていたことが記事になっています。また、8月24日にCBCテレビが岐阜、愛知、三重の125の市町村に、新型コロナウイルス対策に従事する職員約4,700人の勤務時間に関する調査を行ったところ、直近1年間で月80時間の時間外労働をした職員が、岐阜県384人、愛知県1,024人、三重県289人の延べ1,697人に上ったとのこと。このうち、時間外労働が月100時間を超えたことのある職員は延べ942人であり、自治体が人員を増やして改善を図ろうとしているが、ワクチンや経済対策に関する国や県の対応が頻繁に変わるため対応が追いつかないのが現状であると報道されました。

この過労死ラインとは、発症前1か月間に100時間もしくは発症前2か月から6か月間平均80時間のことを指し、長時間労働が続くことにより、疲れが取れなくなる、記憶力が低下する、うっかりミスが多くなる、人間関係が悪くなる、睡眠の質が悪くなるなどの症状が出てくるため、業務効率の低下が懸念されます。そして、さらに疲労の蓄積が多くなると、食欲がなくなり、脳梗塞や鬱などのリスクが増え、モチベーションが下がってしまいます。

そこで、理事兼総務課長と、新型コロナウイルス対策やワクチン接種の最前線である健康介護課長に、それぞれ4点についてお伺いいたします。

1点目は、過労死ラインに達している職員、また、それに近い時間の時間外勤務をしている職員がいるのかどうか。

2点目は、年次有給休暇をしっかりと取得しているのかどうか。

3点目は、課長から見て、課の業務効率が落ちていると感じることはないか。

4点目は、睡眠がうまく取れない、食欲がないと訴えている職員はいないか。

この4点について、理事兼総務課長には職員全体を通して、健康介護課長には健康介護課内の現状について、それぞれお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、過労死ラインに達している職員、それに近い職員がいるかについてでございますが、ワクチン接種がスタートしました5月以降8月までの時間外勤務を見てもみますと、8月は平日のワクチン集団接種がなくなったこともあり時間外が減少し、4か月の平均が90時間を超えている職員が1名、80時間を超えている職員が1名、40時間を超えている職員が4名です。7月までの間は、100時間超え、90時間超え、60時間超え職員が各1名、50時間超え、40時間超え職員が各2名おりました。

2点目の、年次有給休暇をしっかりと取得できているかでございますが、4月から8月末までの5か月間の年次有給休暇の取得について、1日も取得していない職員が1名、1日以内の職員が2名、2日以内の職員が4名と、課員の平均取得日数は2日と7時間となっています。夏季休暇につきましても、1日取得か、まだ取得していない職員が12名と、なかなか取得できておりません。

3点目の、課の業務効率が落ちていると感じることはないかでございますが、毎日が緊張の中で業務を行っており、効率が落ちているとは思いませんが、従来の業務とワクチン接種に関する業務、新型コロナウイルス感染症に関する業務と業務が多くなっており、やり切れるのかという焦りが職員にあると感じています。

4点目の、睡眠が取れないや食欲のない職員はいないかでございますが、ワクチン接種の緊張と県や報道機関からの調査、市民の問合せ、予約できないことでのお叱りの電話など、心の休まる時はございません。週7日間、朝から夜まで、ワクチン接種とコロナ感染症の情報に気を緩めることはありません。子供を持つ職員の中にはお母さんが帰ってこないことでの精神的不安を訴えるお子さんもあり、職員の配置換えも考えました。家族が協力し、理解してくれて勤務していただける状況です。

以上で答弁といたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

御質問1点目の、過労死ラインに達している職員の有無についてでございますが、先ほど答弁いたしました健康介護課以外をお答えさせていただきますが、4月から8月までの期間において、1名の職員が月80時間を超えた時間外勤務を行っておりました。内

容を申し上げますと、地方債の申請や借入れ事務のために当たり多忙を要したことで、4月に超過勤務となったものでございます。ただし、この職員は、その他の月で80時間を超えるような時間外は行っておりません。

御質問2点目の、年次有給休暇の取得についてでございますが、令和2年度でございますが、職員1人当たり平均で11.89日の年次有給休暇を取得いたしております。過去5年間の年次有給休暇の取得率を見ましても年々増加傾向になっている状況でございます。

御質問3点目の、業務効率が落ちていると感じることはないかにつきましては、各課それぞれ多忙な時期がございます。例えば、私の総務課であれば、選挙期間中や警報発令、また台風などが最近近づいてきておりますが、それ以外の通常業務以外の業務が増加しまして、職員は時間外対応もせざるを得ない状況になると思っておりますが、そのような場合でも効率が落ちているとは感じてはおりません。

御質問4点目の、睡眠や食欲がないと訴えている職員がいないかにつきましては、毎年、職員には労働安全衛生法に基づいたストレスチェックというのを行っております。心のセルフケアのさらなる拡充や働きやすい職場環境の形成に努めております。総務課、人事秘書室にも確認いたしました。そのような相談を職員からは受けたとは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長、健康介護課長、御答弁いただきありがとうございます。ありがとうございました。

答弁のとおり、健康介護課内においては、土日を含めた集団接種が行われていることも一因と思いますが、過労死ラインに達している、年次有給休暇や夏季休暇の取得が困難な状態にあります。これは職員への負担が増えてきているのと同時に、健康介護課長や課長補佐、主幹においては、さらに難しいかじ取りの中、大変な状況が続いていると感じます。

3回目のワクチン接種について、田村厚生労働大臣が本日9月17日より議論を始め、結論を早めに出したいとの報道がされ始めており、今後ますます業務量が増え、終わりの見えない状況が続く懸念があります。健康介護課長におかれましては、今後も市民の安心・安全のために御尽力のほど、よろしく願いをいたします。

また、今後、台風などによる甚大的な大規模災害が発生した際、担当する部署において過労死ラインに達する可能性が今後もあると思っております。そうならないよう、応援体制などの対応において、理事兼総務課長には柔軟な対応をよろしく願いいたします。

さて、新型コロナウイルスの猛威による終わりの見えない状況が続き、閉塞感がある中、職員、職場の疲弊も今後ますます深まっていくおそれがあります。今後、ぎりぎりで持ちこたえていく職員への士気向上、モチベーションを下げない方策、対策が何より必要なのではないのでしょうか。

そこで、再質問いたします。

職員、職場に対する士気向上やモチベーションを上げる対応について、理事兼総務課長にお考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

業務多忙により職員が疲弊しないように、毎週水曜日にはノー残業デー、毎月19日はワーク・ライフ・バランスデーというのを設けまして、定時退庁するように周知をいたしております。また、昨年度から、年末年始の休暇に合わせて有給休暇を取得するように促進したり、夏季休暇を本年度から3日間から4日間に増加し、さらに夏季休暇期間取得期間を延長するなど、職員が休みやすい環境整備を行っているところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症により人々の生活様式が大きく変化する中、家庭生活の重要性が再認識されております。その観点から、子育てしやすい環境整備の一環といたしまして育児休暇の取得を促進し、特に男性の子育てを目的とする育児休暇等の取得については積極的に推奨した結果、昨年度は2名の男性職員が1か月間の育児休暇を取得いたしております。

今後も職員が業務に集中できるよう環境整備に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長、答弁ありがとうございました。

職員それぞれが業務に集中し、働きやすい環境となるよう、理事兼総務課長、今後もきめ細かい対応をよろしく願いいたします。

それでは、再々質問を市長にさせていただきたいと思えます。

職員のモチベーションを上げるには、何より市長からのお言葉が響くものだと思います。市長より職員に向けエールを送っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 新型コロナウイルスの対策としまして、昨年から通常の業務のほ

かにああいった非常に作業量の多い、そして市民の皆様を対象とした事業ということで、担当課といたしましては、本当に気遣いといいますか、大変なこの1年数か月であったと思っています。また、結果としまして山県市の接種状況は、担当課の頑張り、また中の全体の応援によりまして非常に接種率も高く、順調に進んでいるところでございます。そうした担当課の職員等の頑張りに感謝を申し上げますとともに、そうした実績をしつかりと評価していくことが、これからも役所の中、全体の職員の頑張りにつながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。議場の時計で13時から再開いたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 市長より温かいお言葉をいただきました。職員の皆さんも積極的にチャレンジをしていただきつつ業務を行っていただきたいと思います。知恵を絞っていただける市長の下で、この難局を全員が一致団結して、全力で市民のために乗り越えていきましょう。

それでは、次の質問に入ります。

G I G Aスクール構想のこれからについて、学校教育課長にお伺いいたします。

山県市内の小学校、中学校において、児童・生徒に対しタブレットの配布が完了しており、活用、運用が始まっています。萩生田文部科学大臣は、令和元年12月19日に、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のづくり手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質、能力を一層確実に育成していくことが必要です。その際、子供たちがICTを適切、安全に使いこなすことができるよう、ネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要だと、1人1台端末環境についてメッセージを述べております。

このG I G Aスクール構想をしっかりと定着させ、児童・生徒がタブレットを使いこなし、また、使いやすい環境を整備し活用していくことが重要なのではないのでしょうか。

さて、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、緊急事態宣言が発出され、山県市においては、一部の小学校、中学校が分散登校とオンライン授業の併用を実施したとのこと。岐阜市においても、タブレットを活用し分散登校と自宅でのオンライン授

業を併用して行ったとのことで、幅を広げた授業が可能となってきたと感じています。将来的には、タブレットの中に教科書やドリル、出欠や成績などの管理ツール、コミュニケーションツールなどが入っていくと感じており、少しでも教職員の負担軽減と、児童・生徒の通学時のランドセルやかばんの重量軽減にもつながっていくのではないでしようか。

そこで、学校教育課長に2点お伺いいたします。

1点目は、タブレットが導入され、多様な活用により新たな授業形式や取り組まれていることがあるのかどうか。

2点目は、タブレットの中に教科書が入るデジタル教科書の運用が始まれば、通学時の重量軽減にもつながると思いますが、どのような状況なのか、学校教育課長にお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、タブレット端末の導入による新たな授業形式についてでございますが、5月に行われました全国学力・学習状況調査において、コンピューターなどのICT機器をほかの生徒と意見交換したり、調べたりするのに使用していますかという問いに対して、週1回以上使用していると回答した山県市の中学校3年生は、県平均よりも約24ポイント高く、小学6年生でも約13ポイント高い状況でした。タブレット端末をノート代わりにした意見交流や、情報収集の道具として積極的に活用していると捉えています。夏休み期間中は、児童・生徒の希望によりタブレット端末の自宅での使用を認めた学校もあります。

2学期のスタートは、新型コロナウイルスの子供への感染拡大が懸念される状況であったため、分散登校や短縮授業等により感染リスクを軽減する中で学校を再開させました。一方で、今後の感染状況によっては学級閉鎖等の措置を講ずる必要から、オンラインでの学習が実施できる体制の確保を各学校に指導いたしました。

教育委員会といたしましては、必要に応じて家庭用のWi-Fiルーターの貸出しを行い、学校と家庭をつないだオンライン授業などが実施できる環境の整備を行ったところです。9月の第2週までに、下校後にオンライン授業を行った小学校が5校、中学校が3校あり、臨時的措置としての新たな授業スタイルが必要になったと捉えております。

御質問の2点目、児童・生徒用デジタル教科書の利用についてでございますが、現在、児童・生徒用のデジタル教科書を使用しているのは、文部科学省の学習用デジタル教科

書実用事業において、調査校に指定を受けている小学校4校と、中学校2校の英語科と、小学校1校の国語科のみです。現行の法律では、紙の教科書を主たる教材として、必要に応じて児童・生徒用デジタル教科書の併用ができると規定されています。教育委員会といたしましては、国の動向に注視してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 学校教育課長、御答弁ありがとうございます。

デジタル教科書は完全運用までにはまだまだ時間がかかるようです。そうなりますと、1つの大きな問題は、机が狭いのではないかと思います。今までは、教科書、ノート、筆箱だけでしたが、現在はタブレットも追加され、机からはみ出してしまう状況が発生し、市外での話となりますが、落としてしまう事例も発生しているとのこと。タブレットを落としてしまい破損してしまえば大変なことになります。

梅原小学校では全ての机に天板を追加する部品を設置し、机の面積を広くし、快適な授業環境を確保しています。岐阜県において全校生徒に設置した学校は、梅原小学校が初めてとのこと。

また、将来的に自宅でのオンライン授業などタブレットの活用が増えていくことを考え、コミュニケーションツールの1つとして、例えば、いじめ・ハラスメント防止相談ツールを活用してはどうかと考えます。これは大阪府吹田市が今年度より導入しているもので、児童・生徒が直接、学校や教育委員会にいじめの相談、報告ができ、いじめなどの早期発見、早期対応につなげる取組です。吹田市の導入したアプリには、暴力、言葉の暴力、SNS、仲間外れ、落ち込み、校則違反、物を壊した、その他の項目があり、学校生活で発生する悩みを相談、報告できるものとなっています。これを導入すれば、児童や生徒は周囲の目を気にすることなくヘルプサインを出すことが可能となり、学校や教育委員会は受信した場合に一元的に相談内容に応じた対応を検討することができ、児童や生徒とのやり取りや見守りが可能となります。

そこで、学校教育課長に再質問を2点させていただき、質問を終わります。

1点目は、デジタル教科書などペーパーレスが進むまでの間、梅原小学校の全てに導入されている机の天板の拡張をして、机の面積を広くする対応を児童・生徒や現場を見ている教員が必要と判断する小学校や中学校において導入してはどうか。

2点目は、心のアンケートを紙媒体で実施していただいておりますが、この心のアンケートと併用し、タブレットによるいじめ・ハラスメント防止相談ツールのようなアプリの運用を検討してはどうかと思いますが、学校教育課長のお考えをお聞かせください。

よろしくお願いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えします。

1点目の、机の天板を拡張したらどうかについてでございますが、天板に部品を設置し、拡張することは、児童・生徒の机の上に、教科書とノート、タブレット端末などを広げて学習がしやすくなるというメリットがございます。しかし、学級の人数が25人を超えると机と机の間隔を十分に保つことが困難になり、机にぶつかる児童・生徒が増えることや、小学校の低学年では掃除時間などで机を移動することが困難になるデメリットがございます。また、タブレット端末の落下防止については、山県市では教職員がタブレット端末の使用時に机の上を整頓することなどを丁寧な指導を行い、これまで机から落下でタブレット端末が破損したという事例は1つもございません。

教育委員会といたしましては、机の天板を拡張することは、タブレット端末の落下防止という観点だけではなく、児童・生徒の発達段階や個人の特性を考慮した上で学校長と協議してまいります。

2点目の、タブレット端末によるいじめ・ハラスメント防止相談ツールアプリの導入についてでございますが、現在各校で児童・生徒の悩みなどを記入する心のアンケートを実施しております。小学校は平均年6回、中学校では平均9回実施しております。また、山県市教育センターでは、電話相談事業としてコスモス教育相談を開設し、1学期は13件の電話相談がございました。

また、岐阜県教育委員会でも24時間子供SOSダイヤルや、教育相談ほほえみダイヤルなどの電話相談やSNSを利用した中高生SNS相談@岐阜2021を開設しており、市内の全児童・生徒に周知をしております。

児童・生徒が悩みを相談する1つとして教育相談ができるアプリを導入することは、相談できるチャンネルを増やすという点では有効であるとは考えますが、そのアプリの運用に伴う人件費、あるいはメンテナンス料等において検討が必要であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後1時13分休憩

午後 1 時13分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 加藤義信君。

○6 番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に従い 2 点、質問をさせていただきます。

まず 1 点、地産地消の推進についてお尋ねをします。

平成31年 3 月議会で、国連加盟国193か国が2016年から2030年までに全ての国が達成すべきとした持続可能な開発目標、SDGs は、誰一人取り残さないとの理念を掲げており、解決方法に向け、具体的に進めるための啓発について質問をさせていただきました。その後、令和 2 年 3 月に策定された、新たな第 2 次山縣市総合計画後期基本計画及び第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる基本目標及び基本的方向に、SDGs の達成すべき17の目標が該当する項目ごとに明記され、本市の政策決定において向かうべき方向性として持続可能な開発目標に位置づけられ、啓発をしていくことになりました。

そこで、SDGs の推進におけるエシカル消費として地産地消が上げられています。エシカル消費とは、人や社会、環境、地域に配慮した消費のことを考えて買物をしましょうという意味だそうです。

地産地消について、本市の総合計画等の基本目標 3 の自然との融和を目指すまちづくりには、地域資源の有効活用の促進が明記をされており、基本目標 2 の生き生きと安心して働ける仕事づくりには、自主的な農産物などの販売活動を推進することが望まれるとした項目にも該当し明記されており、ともに共通して、SDGs ゴール 8 に掲げられた働きがいも経済成長もや、SDGs ゴール11に掲げられた住み続けられるまちづくり、そして、SDGs ゴール12に掲げられたつくる責任つかう責任が総合計画等で示されました。これは、本市が2030年までに達成すべき目標として当てはめられています。この計画の推進の中で、市内での生産と同時にそこで消費されるローカル経済圏の構築は、持続可能なまちづくりに欠かせない視点であって、SDGs の観点からも地域資源を生かした地産地消への取組が求められていることが示されたこととなります。

GDP の過半を占めると言われる個人消費ですが、その中でも、食料産業に対するアプローチこそ SDGs 達成への 1 つの鍵でもあります。山県インターチェンジの開通から、新たに山県ばすけっとや、みとかもオープンし、消費に対する今までにない意識の変化が生まれている今、地域資源を生かした地産地消の推進は、エシカル消費における SDGs 目標達成に向け、できることから積極的に、まずは市が旗振り役として果たす

べき取組だと実感しています。

そこで、農林畜産課長に伺います。

農林畜産課の分掌事務の内容には、地産地消推進に関することと明記されていますが、現在の本市の地産地消への取組は何か、お尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

農林畜産課の地産地消の取組としましては、大きく2点ございます。

1点目としては、県の事業である学校給食地産地消推進事業に取り組んでおります。地元産農産物をはじめとする安全・安心な県産農産物を積極的に活用し、より身近な地域段階からの地産地消に基づいた少年期からの食農教育を推進し、児童・生徒が食を選択する力を習得するとともに、将来にわたって県産農産物に愛着を持つことによる継続的な消費の拡大を図ることを目標としております。

2点目としましては、個人で生産された農産物の出荷先として、地元の農産物直売所との橋渡しをしております。地元の生産者と消費者をつなぐことで、消費者としては身近な場所から新鮮でより安価な農産物を得ることができ、生産者としては少量な産品、加工、調理品、場合によってはふぞろいな規格外品も販売可能となり、廃棄する農産物の減少にもつなげることができるのではないかと考えております。

御質問にもございました、生産と同時にそこで消費されるローカル経済圏は、地元の農産物直売所がその中心を担う場所であると考えており、そこで生まれた経済圏がうまく循環できるようサポートしていくことが山県市の役目であると考えております。今後もより多くの消費者、生産者をつなぐことができるよう進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 本市で生まれる経済圏をうまく循環できるようサポートすることが農林畜産課の役割だということでした。そして、より多くの生産者、消費者をつないでいけるよう努めていくということでした。

大切なことは、その役割を果たすため、どう努めていくのかが重要であります。4年ほど前には、地方再生加速化交付金事業として交付金を利用し、農山村体験の活性化事業として軽トラでの朝市を数回行ったたり、一宮地方総合卸売市場の朝市に5回参加して終わってしまった事業もありました。継続しなければ何も生まれてこないのではないかと思います。

農林畜産課として、より生産者などとも関わりを持つことが必要ではないかと思いま

す。いまだに、新型コロナウイルス感染拡大により市内経済への影響が長期化する中、その後のV字回復につなげるためにも、交流人口の増加や、夫婦や1人で作ってみえる小規模な生産者を含めた農業者支援として、山州市の安全・安心な農産物を元気に生産していただき、消費拡大への取組を進める必要があると思います。

これから食欲の秋です。栗、柿、梨などの季節になります。本市の基本計画を具体的に進展するため、そして、SDGsにおけるエシカル消費の推進の1つとして地産地消という看板を表に掲げ、SDGsの17の目標とする世界的課題を地域から解決していくという取組が着実に進められていると感じていただけるよう、見える形としてこれから根づいていけるような取組を、市が旗振り役としてなるようお願いをしたいと思います。

SDGsの推進、エシカル消費は遅かれ早かれ自治体で必須の流れになると言われています。本市にとって、今こそ絶好の機会ではないかと考えます。

そこで、副市長にお聞きをします。

SDGsの達成といっても、国や自治体、企業だけで達成できる目標ではなく、私たち一人一人が意識して取り組むことで達成できるものであります。そこで、具体的な日にちを山県地産地消の日として制定をして取り組んでいただきたいと思います。より一層、市民の皆さんと共に共通意識で民間などとの連携による農産物の消費拡大に取り組んでいってはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

SDGsの達成は議員御発言のとおり、私たち一人一人が意識して取り組むことが非常に大切なことと考えます。地産地消を推進していく上で、農業振興はまた必要不可欠なものであると考えております。また、生産者にとって消費者の声を直接受けることができ、生産意欲も高まるものと考えております。

市内では、議員御指摘のとおり、てんこもり直売所やふれあいバザールの直売所、そして、新たに山県ばすけっともオープンしたことで地産地消や農業振興に改めて力を注いでいく必要があると考えております。

御提案いただいた内容を参考に、農業振興と輸送等に消費するCO₂削減の枠、これらの効果のある地産地消をさらに推進してまいりたいと考えております。その中で、山県市地産地消の日の制定も非常によい案であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 今副市長より、山県地産地消の日に向けて取り組んでいきたいというふうに理解をさせていただきました。

他県では、この地産地消の日を制定している市はあるようですが、県内市町村では初めての制定ではないかというふうに思います。本市として、地産地消の推進を具体的に進めていかれることになるというふうに思いますが、例えば山県地産地消の日ということで、山県産の日で、山県サンデー、第3日曜日に制定するとか、例えばですけれども、そういった様々な考えを、ぜひとも知恵を絞って進めていただきたいというふうに思います。

地産地消は、そもそもグローバル化と勝負しないところに存在意義があると言われておりまして、地元の方々のやる気と工夫次第でオリジナルあふれる面白いことができる場でもあります。地産地消の大切さをより広く知ってもらうことで理解を一層深めていただき、山縣市独自の魅力に磨きをかけていただければと期待をします。今後、市内産農産物の認知度向上のための積極的な情報発信、生産者への経営支援、また、市民の皆さんが市内産農産物へ触れる機会の創出など、食育と合わせるなど、地産地消のさらなる推進への取組を、ぜひともよろしく願いをいたします。

続きまして、人口減少対策につなげる奨学金返済支援制度について、お尋ねをします。

私は、平成28年第2回定例会で、移住、定住に向けた奨学金の返済支援について質問をさせていただきました。そのとき、内容は省きますが、県が進める清流の国ぎふ大学生等奨学金の支援制度も併せて紹介をさせていただき、現在奨学金の問合せがあったときは、担当課でその制度の紹介をしていただいております。ただ、人数に制限がありますので、全ての方というわけにはいきません。また、本市の支援としては、教育ローン利子補給金制度については承知をしております。移住、定住には郷土愛を育む教育も大切だと感じております。

その上で、現在、大学等に進学している学生の奨学金利用率は年々上昇しており、奨学金の事業を行っている独立行政法人日本学生支援機構では大学生の半数以上が利用していると公表しています。貸与した奨学金については、大学等を卒業し、社会人になってから返済をしていくこととなりますが、こうしたコロナ禍での就職や社会経済状況、また、入社後のハラスメントなど、様々な理由により正社員に就くことができなかった場合などは、収入が安定しないことから返済が予定どおりにいかず、滞納する状況が社会問題としても取り上げられています。こうした問題に不安を感じる方や、卒業後は地元に戻ってきてほしいといったお話もお聞きします。また、コロナ感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、学生のアルバイト収入の激減、中止等、学生生活にも経済的な

影響が顕著となってきています。さらなる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態が想定もされています。こうした意味でも、学生に寄り添い、少しでも将来に安心を与えられる卒業後の地元、ふるさとの支援は、迎え入れる意味においても大切だと考えます。

このような状況を改善すべく、負担軽減に向けて返済を支援する制度があります。これは、奨学金返済を自治体や企業が支援するもので、地元への移住を促し、専門的な知識を学んだ若者を地域産業の担い手として、人材の不足を解消したいという狙いもあります。

当初は、自治体と地元企業が基金をつくることを条件として、国が2分の1を特別交付税措置で支援する枠組みにしていたのですが、昨年、制度が拡充され、基金の設置が不要になり、国の負担額も拡大をされました。開始当初よりも、奨学金に取り組むハードルが低くなってきました。

そこで、指揮を執られる市長に伺います。

まず、地元企業への利用促進についてです。奨学金返済支援制度を企業が活用する場合、従来は返済している社員に支援する金額分を給与に上乗せして本人から返済がされていましたが、奨学金を貸し出している側の日本学生支援機構へ企業から直接返済する制度が本年4月から始まりました。この変更により、企業によっては支援した分を損金算入することができ、返済をしている社員にとっては従来の仕組みより税負担が軽減されることにもなりました。日々の生活の中での支援の実感が対策に結びつくと考えます。

地元企業などの協力を得ながら、市内企業に若者を呼び込む対策の1つとして促していただければ活用ができるのではないかと思います。この奨学金返済支援制度についての認識と、この制度の取組についてお聞きをします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の奨学金返済支援制度についてでございますが、今般の議員からの御質問を受け、調べましたところ、平成28年度から導入された制度で、議員御指摘のとおり、令和3年度、本年度からでございますが、今年度からは企業の奨学金返還支援、通称代理返還が実施されているところでございます。

この通称代理返還の制度については、日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた従業員に対し、企業が返還額の一部または全額を支援する制度で、令和3年度から一定の条件の下で企業から直接同機構に送金できるようになったものでございます。この制度のメリットといたしましては、従業員にとりましては、支援を受けた額の所得税が非課

税となり得ること、また、企業にとっては損金算入ができ、法人税減額が見込めるものでございます。

次に、御質問の2点目の、制度の取組についてでございますが、議員御指摘のとおり、教育を通し、山口市で活躍することの魅力を実感し、自分の力を発揮したいという思いを育てることが重要であるとの認識に立ち、山口市の中学校では市内で働く方々を中学校に招聘し、職業について講話をしていただくキャリア教育を実施しているところでございます。

また、子育て世代の保護者の方々に、これまで相談があった方に対しましては、該当する制度を御案内してまいりましたが、広く市のホームページなどにもお知らせしてまいりたいと考えております。併せて、市内企業をはじめ幅広い事業者に対してこの制度をお知らせし、各事業者の個別状況に応じて検討していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ぜひとも、市内企業に代理返還の支援制度を促し、そしてぜひ活用していただくための取組と併せ、学生への情報提供をお願いしたいというふうに思います。

公明党青年局では、全国でボイスアクション2021を実施し、大変に多くの方にアンケートに御協力をいただきました。私も岐阜駅前青年局と一緒に参加をしました。そこで、アンケートで要望が多かった奨学金の返済支援について、今回取上げをさせていただきました。

最初の質問で述べた問題以外にも、近年課題となっている少子化問題にもつながる、非婚化、晩婚化も、20代ではなかなか賃金が安定しない中で奨学金の返還もあり、機会があっても結婚に踏み切ることができないといった声もお聞きをしたことがあります。また、コロナ禍により進学や就職に対する多少の意識の変化はあるものの、若者が依然として結婚をちゅうちょするという深刻な課題だと捉える必要があると感じます。

この制度を利用する市内企業など増えれば、若者の負担軽減になり、Uターンのみならずより多くの若い人材を確保するためのIターン、Jターンにも、さらに力を入れていく必要があると考えます。また、商工関係のみならず、保育、教育、介護、福祉、農業など、小規模事業者を含め、あらゆる分野で人材が不足している中、同じように様々な人材への支援により、選択される山口市になるのではないかと考えます。

そこで、本市独自の奨学金返済支援導入についての考えを市長にお伺いします。

既に導入している地方自治体では、自治体名の後に返済支援制度としている名称が多いですが、中には、その名称に特徴をつけているところもあります。また、支援する金額や期間は財政力等により違いはあるものの、卒業後のライフデザインを描く中で、返済に係る経済的、心理的不安を少しでも軽減し、若者のインセンティブにつなげていくことが、結果的に本市の発展と人口の流入に結びつけていけばと考えます。過去にも、様々な手を打ってこられた上の現状だというふうに感じます。

地域活力の維持、向上には、若者の地元定着が欠かせません。特に、これからの人材不足を考えると、中小企業、小規模事業者、農業、医療、保育、介護、教育などといったあらゆる分野で人材の確保に一層新たな施策として最善の力を入れるべきだと感じます。山県市独自の支援制度の導入が少しでもその動機づけになり、選択される山県市になればと思いますが、このような支援策の取組について、市長の考えをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

山県市におきましても、生産、再生産を占める人口の減少は幅広く大きな問題です。また、議員御指摘の若者を対象としたUターンの支援、また、移住定住対策は、地域活力の創造や維持において非常に重要であると認識をいたしております。また、一方で今回の御質問の根本的課題であります人口の減少対策には、幅広い観点から、包括総合的なアプローチが必要であると考えております。

そうした中で、市長といたしましては、平成27年から4つの重点施策の充実を目指してまいりました。子育てのしやすいまち、生涯健康に暮らせるまち、安心して暮らせるまち、さらに活力のあるまちということの中で掲げた、山県インターチェンジの開通を契機としたまちづくりの推進においては、道路整備を効果として生かすためには市の役割を認識し、交流関係人口の拡大、増加と地域経済活性化に取り組んでいるところでございます。

具体的には、山県バスターミナルの運用開始に合わせまして、地域の公共交通体系の見直し、地域市民の生活の足を再構築いたしました。また、地域活力の維持増進として、コロナで苦しむ中小零細企業の支援に努め、水栓バルブ関連の企業によります地域経済牽引事業の推進や、新たな企業誘致にも注力しております。さらに、市の魅力を効果的に発信するため、東海環状自動車西回りの整備や、2025年大阪万博を見据え、古城山からの日本の朝日100選に岐阜県で初めてとなる登録を果たし、広く関西圏からの誘客を図っているところでもございます。

他方で、地域への愛着、シビックプライドの醸成としてシティープロモーション事業

にも取り組むなどライフステージの幅広い段階において、また、価値観が見直されている時代の中で、選択される山県市の実現に向け、総合的なアプローチを柔軟に続けることが必要であると考えております。

そこで、今回御指摘の山県市独自の支援制度導入についても、この機会に改めて見直しをいたしましたところ、日本各地で独自に工夫がなされた取組が見られました。様々な取組がある中でどのような支援が望ましいのか、また、効果的な方法はどのような方法か、どのような仕組みを取り入れるのか。さらに、山県市の活力増進に当たり、どれだけ多くの方々に共感、協力をいただけるかなどの視点を持つことが重要であると感じました。

人口減少対策としての総合的な対策と同時に、議員御指摘の若者への経済的支援も重要な視点であると考えております。これから他の事例を参考としつつ、山県市における若者への支援制度の在り方を幅広く精査してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 市長が保育の無料化を決断されましたように、インパクトある、それに代わる山県市が選択される本市独自の新たな1つの政策ではないかと、個人的には考えております。平等な支援は当然必要なことではありますが、人口対策やあらゆる分野の活性化のために、的を絞った支援も必要ではないかと考えます。

また、学校が進めるキャリア教育によるUターンの実績、効果は数ではつかめませんので、より生徒のふるさとへの意識の向上を高める教育を、教員、教育委員会には要望したいと思います。

平成28年第4回定例会で企業版ふるさと納税の導入の提案をさせていただきました。今年7月には、本市初めての企業版ふるさと納税を活用しての寄附があり、市長より感謝状が贈られました。寄附を頂いた企業の意向も当然ありますが、今後、例えば企業版ふるさと納税などの用途のメニューに加えるなど、奨学金支援に利用させていただくことにより、山県市を思う企業の行為が市内全体の企業にも還元されることにもつながるのではないかと感じます。

いずれにしても継続が大事でありますので、要望が多い奨学金返済支援制度について、ぜひ進めていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

21日に予定をしております一般質問は、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午後1時43分散会

令和3年9月21日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月21日(火曜日)

○議事日程 第4号 令和3年9月21日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 田中辰典君 | 2番 | 奥田真也君 |
| 3番 | 寺町祥江君 | 4番 | 加藤裕章君 |
| 5番 | 古川雅一君 | 6番 | 加藤義信君 |
| 7番 | 郷明夫君 | 8番 | 操知子君 |
| 9番 | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君 |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | | |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-------|-------------------|--------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 宇野邦朗君 |
| 教育長 | 服部和也君 | 理事兼 総務課長 | 奥田英彦君 |
| 企画財政 課長 | 谷村政彦君 | 税務課長 | 大西義彦君 |
| 市民環境 課長 | 山田正広君 | 福祉課長 | 市原修二君 |
| 健康介護 課長 | 藤田弘子君 | 理事兼 子育て支援課長 | 久保田裕司君 |
| 農林畜産 課長 | 森正和君 | 水道課長 | 丹羽竜之君 |
| 建設課長 | 高瀬正人君 | 理事兼 まがくり企業支援課長 | 大熊健史君 |
| 会計管理者 | 江尾浩行君 | 学校教育 課長 | 日置智夫君 |

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、14日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位6番 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 議長より質問の許可を得ましたので、通告のとおり、以下、上水道管破裂事故への対応、スクミリングガイの駆除の2点について質問してまいります。

まず、1点目の上水道管破裂事故への対応についてでございますが、上水道は、電気と並んで、日常生活において一刻も欠くことができない、極めて重要な生活社会基盤と言えます。炊事、歯磨き、お風呂、トイレなどの日常生活に必須であり、消火活動にも大きな役割を果たします。

先々月の7月10日土曜日でございますが、私の自宅近くの北町児童公園脇の市道で上水道管が破裂する事故が発生しました。一時、破裂した上水道管からは、水は電柱の高さ10メートルほどまで吹き上げる状況となりました。辺り一面は水浸しとなりました。

また、市道に隣接した駐車場に止めてあった乗用車のフロントガラスに上水道の圧力により飛ばされた小石が当たり、穴が空く被害も発生したところでした。当然ながら、周辺は水道の使用ができなくなりました。

事故は朝9時頃発生し、破裂した管からの上水の出水がほぼ止められたのは16時頃となりました。私も破裂した現地に駆けつけたところでした。その間、市役所から、破裂事故に対する事故の状況、断水の協力をお願い、復旧見込み等の地元市民への情報提供はない状況でした。

破裂した上水道管の復旧工事が完成したのは、同日の10日土曜日の夜9時となりました。近くの市民の人の話によれば、市内の水道業者が市の指示により漏水復旧工事を行っていたところ、地面掘削の影響により水道管付近の土圧が減り、水道本管のひび割れが拡大し、破裂し、水が噴き出したとのことでした。

市民の方々も、当日は土曜日でしたが、朝9時頃から何回となく電話を市役所にされたとお聞きしました。しかし、現場に市からの責任者がすぐに駆けつけることはなく、専ら工事を行っていた水道関係者が少数いるという状況でした。市役所は、水道管から

の噴出する水の勢いが一段落した15時半頃に、現場に駆けつけたと聞いております。市民が破裂した水道管から吹き上げる様子をただただ見守る状況が長く続きました。上水道管の止水弁がさびつき、なかなか止水できなかつたとも聞いております。

上水道管のトラブルについて、私の自宅近くで過去に市道の舗装が持ち上がり水が噴き出した事故や、富岡地区でも漏水事故があったと聞いています。特に高富地区は、昭和30年代に上水道の布設が始まったと記憶しております。老朽化も進んでおり、漏水調査も順次されております。

南海トラフ地震が想定される中、このような上水道幹線の破裂事故の発生の危険性は一層増大していると考えられます。いっどこでこのような水道管破裂事故の発生が起こるのか、予測は極めて困難ですが、漏水調査の結果や、市民協力を得た上水道の消火栓を利用した溝清掃時などの止水弁での操作の状況の情報、また消防団の消火栓の点検時などの情報を参考に、破裂事故の再発を予防することはある程度は可能であると考えられます。

抜本的には、早急な上水道管布設替え計画の策定、計画的な布設替え工事の実施を望むところでございます。また、破裂事故発生後の関係市民への市当局からの早期の的確な情報提供体制の整備を望むところです。

そこで、今回の児童公園近くの上水道管破裂事故への対応を中心に、以下、水道課長にお尋ねをいたします。

- 1 点目、水道管破裂事故などの発生件数について。
- 2 点目、土日を含め、破裂事故発生時の市の連絡体制について。
- 3 点目、市民への事故発生時における市の広報の在り方について。
- 4 点目、上水道管破裂事故発生時における業者間の連携について。
- 5 点目、上水道管布設替え計画の策定の状況について。
- 6 点目、漏水調査等を受けた上水道管布設替え工事の状況について。

以上6点についてお聞きをいたします。

○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、水道管破裂事故等の発生件数についてでございますが、今回のように水が数メートル吹き上がるような危険な本管破裂事故等につきましては、ここ最近ではございませんが、本管の漏水修繕件数といたしましては、令和元年度が9件、令和2年度は8件で、今年度3年度におきましては、上半期だけで、今回の事故を含め8件発生している状況でございます。

御質問の2点目、土日を含め、破裂事故発生時の市の連絡体制についてでございますが、市内を高富、伊自良、美山の3地区に分けて、各地区の担当職員を決め、緊急連絡用の携帯電話を貸与し、水道管漏水などの緊急時に対応できるようにしております。

夜間、休日等の閉庁時に市民から通報があった場合は、宿日直者からの連絡を受け次第、担当が現地確認するとともに、山縣市管設備組合に加入している水道業者に依頼し、漏水等の不測の事態に対応しているところでございます。

なお、現在、各地区の担当職員は1名ずつの3名で対応しており、水道事故の想定規模による連絡・応援体制が不十分な部分もあったため、今回の事故を踏まえ、水道課といたしましては、課員相互の協力・応援体制を再整備するとともに、緊急時に職員が担う役割を明確にし、周知したところでございます。

御質問の3点目、市民への事故発生時の市広報についてでございますが、本管の漏水修理時に断水を伴う場合は、断水により直接影響を受ける方への自宅訪問と自治会長への報告を原則とし、周知を行っております。また、広範囲にわたる場合は、広報車にて近隣住民の方に周知をさせていただいております。

今回の水道事故においては、まず吹き上がっている水を止めることを最優先し、また、職員の配置に時間を要したこともあり、断水の協力のお願ひ、復旧見込みなどの情報提供が遅れてしまい、利用者、近隣住民の方に不安を抱かせてしまいました。今後は速やかに情報提供ができるよう、前述の課内協力と応援体制に基づき、対応に努めてまいります。

御質問の4点目、上水道破裂事故発生時における業者間連携についてでございますが、広範囲にわたる修繕工事や不足する資材の業者間調達など、山縣市管設備組合と連携し、緊急時における修繕工事の対応をしております。

御質問の5点目、上水道布設替え計画の策定状況についてでございますが、経営戦略を作成するに当たって、水道施設整備事業の中長期計画として、令和2年度から令和21年度までの20年間の機械設備と水道管の更新計画を策定しており、さらに直近5年計画として、特に古いVP管路及び漏水が多い地区である高富西部、佐賀、岩佐地区を優先更新地区と位置づけ、今年度から重点的に更新しているところでございます。

御質問の6点目、漏水調査等を受けた上水道管布設替え工事の状況についてでございますが、毎年、布設年度が古い路線が多く存在する地区から漏水調査を実施しております。また、その漏水調査の結果や耐震管への更新状況などを総合的に判断して、水道管の面的な布設替え工事を実施しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 再質問をいたします。

水道課長からは、水道の漏水件数が今年度上半期だけで8件発生している状況であること、また、今回の水道事故を受けた市における連絡・応援体制について、市民への情報提供も含めて早期に対応できるような体制づくりに努めるということ、また、上水道管の布設替えも、漏水の多い地区を更新地区と定めて重点的に更新していくと。いずれも前向きな回答でございました。

私も、このような対応、非常にいいと思います。今後も、今回のことを教訓に頑張っていたきたいと思います。

ところで、今回の事故は、業者による漏水修繕事故で上水道管本管の破裂事故が発生したものであります。このような工事においては、工事の発注や工事施工計画書作成の段階で、業者とのより慎重な打合せが必要であると思います。

また、上水道管破裂などの大規模事故発生を想定した、管設備組合に加入の水道業者との協力体制も再確認することが必要だと思えます。今回の場合、私が見た範囲では、契約した業者が緊急時に家族ぐるみで対応しているような状況でございました。

再度、再発防止の、特に水道の業者の連携も含めて、水道課長にこの再発防止の対策についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えします。

箇所づけにより予算化され発注しております本管布設替え工事につきましては、施工計画書などに基づき、発注者側の監督員と受注者側の現場代理人の間で打合せを行い、地元自治会及び地域住民の方などへの事前周知を行っております。

しかしながら、修繕工事につきましては、突発的かつ緊急的なものであり、場合によっては職員及び修繕業者の体制が整う前に、限られた人数により復旧を最優先で初動対応に当たることもあり、地元自治会及び地域住民の方への周知や配慮が足りないことがあることも事実でございますが、被害の拡大防止と安全確保のため、復旧対応を優先せざるを得ないこともあるということは御理解いただきたいと存じます。

なお、今回のことを踏まえ、緊急修繕工事など大規模な水道事故時にも迅速に対応できるように、今般明確化した課内連絡・応援体制とともに、修繕業者への協力・応援体制につきましても、山口市管設備組合の協力の下に指導、強化し、連携して対応できる体制を構築し、再発防止に努めてまいります。

また、老朽化した水道管の更新工事自体も漏水事故防止の対策の1つと言えますので、

更新計画に基づき、順次進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 水道課長からは、業者の指導を強化する、また、更新も順次計画的に進めるということでございました。しっかりまた対応していただきたいと思います。

では、次に、2点目のスクミリングガイの駆除について質問をいたします。

スクミリングガイはジャンボタニシとも呼ばれ、南米原産の要注意外来生物で、淡水にすむ、最大で8センチほどの大型巻き貝であります。稲を食害する農業害虫であり、色鮮やかなピンク色の卵、卵塊を用水路のコンクリート壁や稲に産みつけます。繁殖力は極めて旺盛です。

駆除の方法については、ジャンボタニシを一つ一つ拾い集める方法や、コンクリート壁に産みつけられた卵が空気中の酸素が必要であることから、水中に落とし駆除する方法がございます。

県内でも、各務原市、岐南町などで用水路壁にジャンボタニシの卵が多く見受けられました。また、本巣市、海津市等でもジャンボタニシの駆除が行われてきております。

最近、当市でも、森、南地区などで繁殖が確認できます。中でも、森から大北、南、石畑地区を東西に流れる長尾用水のコンクリート壁に、色鮮やかなピンク色の卵が多く確認されるようになってきています。

ジャンボタニシの繁殖に加えて、今年は天候不順で、収穫時期の遅いハツシモなどの米の不作も心配されています。稲に食害を与えるスクミリングガイの早急な駆除が必要であります。

駆除については、農業関係者を含めた対応が必要と考えます。農林畜産課長に、スクミリングガイ、ジャンボタニシの駆除方針についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、農林畜産課として、スクミリングガイ、通称ジャンボタニシの生息を確認しました。

このジャンボタニシは平成29年にも確認されており、そのときは農事改良組合長及び水利組合長宛てに注意喚起させていただきました。

今回におきましても、前回と同様、農事改良組合長及び水利組合長宛てに注意喚起をさせていただき、また、同報無線及びホームページ等で発生していることを周知し、農林事務所農業普及課の担当者等に駆除方法等の指導を行ってまいります。

最終的な駆除は該当地域の農業者等で駆除していただきたいと考えておりますが、農林畜産課としても、相談に乗るなどサポートしていきたいと存じます。また、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した生態系保全市町村支援事業において、ジャンボタニシの駆除が該当事業となりますので、併せて考えていきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 農林畜産課としても、県の森林・環境税を活用した生態系保全市町村支援事業を考えるということでございましたけれども、ぜひとも県の森林・環境税にのっています生態系保全市町村支援事業の採択にさせていただくよう、努力をしていただきたいと思っております。

これをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告順位7番 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） それでは、議長に御指名をいただきましたので、脱炭素社会実現のための森林整備ということで、一般質問を行います。

この議会でも、太陽光パネルの使用で要するに地球温暖化に貢献しようというようなお話が何回もされてきました。二酸化炭素をなるべく排出しないようにというテーマですけれども、私は、排出をするということは当然減らさなければなりませんけれども、排出をすると同時に、それ以上に、山県市として、その吸収にもっと力を入れるべきではないかということテーマにして質問をいたします。

これまでIPCC、IPCCというのは気候変動に関する政府間パネルとありますが、その組織が、地球温暖化の主な原因は人間活動の影響によることが極めて高いとしていました。しかし、先頃の報告で、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと記し、初めて断定する表現となりました。

人間の影響とは、18世紀の産業革命以降、急激なエネルギー需要の増加を賄うために排出され続けている二酸化炭素、そしてメタンなどの温室効果ガスにあることは明白であります。

本年5月、国で脱炭素法が制定されました。これは、パリ協定に基づいて、日本の場

合、2050年までに温室効果ガスの排出を2013年度に比べて実質ゼロにし、いわゆる脱炭素社会を実現しようとするもので、2030年までにそのうち46%を削減するという中間目標も設定されました。

ちなみに2013年度というと、東日本大震災が2011年にございました、その復興も含めて二酸化炭素の排出量が最も多かったのが2013年度でした。ちなみに、現在はその排出量は年々減っておりまして、2013年度に比べると、もう10%以上、現状でも減っていると思います。なぜこの中間目標が46%なんだろうという疑問も湧きますけれども、ここでは触れません。

本議会でも、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入について様々な議論が行われています。しかし、完全な脱炭素社会とは、温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が釣り合った状態をいいます。再生可能エネルギーの創出は、そうした社会を実現するための1つの手段に過ぎません。

ここで、森林は二酸化炭素の吸収源の1つです。アマゾン流域のジャングルはよく、地球の肺であり、二酸化炭素の吸収源であるという考えを持った方が非常に多いと思います。私も実はそうでした。ところが、実はそうではないということが分かりました。

ちなみにジャングルというのは、主に熱帯地方にあって、人の手が加えられていない地域のことをいい、それに対して森林は、大きな木々が密集して生えていて、人の手により管理されている地域のことをいうそうです。

そもそも植物は光合成を行い、大気中の二酸化炭素から炭素を取り込み、成長につなげるということは……。

ここで、私、中学校で習ったとここに書きましたが、同級生から指摘をいただきまして、吉田、実は小学校で習うんじゃないのと言われてまして、確認をしたら5年生で習うそうです。ただ、議会運営委員会で何の御指摘もいただかなかったので、議運のメンバーは皆さん中学校で習ったと、そういう理解でいいかなと思います。

つまり成長する植物が炭素を取り込むということでもあります。同時に、植物自体も呼吸をしていて、二酸化炭素を放出するという事も習いました。

アマゾンは数千万年前に成立しており、現在は面積を増やすどころか減少気味で、そのバイオマスも上限まで蓄積しています。したがって、一部の二次林を除いて……。二次林というのは、例えばアマゾンなんかで自然火災なんかで焼失をして、そこに新たにまたジャングルができて成長していく、そうした二次林を除いて二酸化炭素を吸収してはいないということを思われます。つまりジャングルとして成熟していて、成長しているわけではありません。

先ほども述べましたが、酸素を供給し二酸化炭素を吸収する森は、成長している森です。面積を増やす、あるいは植物が太り、バイオマスを増加させている森だけが二酸化炭素を吸収します。

本市の面積のうち、約84%は森林です。森林整備により二酸化炭素の吸収量を増加させ、脱炭素社会の実現に貢献することこそ、このすばらしい自然環境を持つ山縣市らしい取組だと考えます。

そこで、以下の点について農林畜産課長にお尋ねをいたします。

国の森林環境譲与税、そして県の清流の国森林環境譲与税を主な財源とする事業の進捗状況について、そして、森林を成長させ、その価値をさらに高めていくためには、間伐、また地域によっては皆伐を柱とする整備を今後とも積極的に行う必要があると考えます。事業を進めるに当たり、予算だけでなく、担い手を確保することも重要ですが、その対策についてどのようなのでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、国の森林環境譲与税、県の清流の国ぎふ森林・環境税の事業実施状況についてですが、令和2年度における森林環境譲与税に関する森林整備事業に関する実績は、間伐事業約9ヘクタールに補助しています。また、平成30年度の台風により発生した風倒木による二次災害を防止するため、約1ヘクタールの森林内の倒木の整理、撤去を実施しました。

清流の国ぎふ森林・環境税に関する森林整備事業については、県の補助事業となりますが、森林組合を含む林業事業体において、市内で約241ヘクタールの間伐事業を実施しております。また、里山林整備事業として7か所、22ヘクタールを実施しております。

御質問の2点目、担い手の確保対策についてですが、現在、間伐事業が十分に実施されていないことが大きな課題となっておりますが、その要因の1つは、森林所有者の森林の管理に対する意欲が低下していることと、議員御指摘のように、実際に作業を行う森林技術者の不足がもう一つの大きな理由となっております。

国や県においても担い手対策は行われておりますが、担い手不足は依然として深刻な状況にあります。このため、山縣市では、森林環境譲与税を財源として、森林技術者の就業支援策として、林業に関する資格取得としてチェーンソー、重機操作の資格や研修参加費用への補助、作業の効率化のための機械の導入に対する補助をする事業を創設したところですが、今後とも引き続き担い手を確保するための効果的な支援を行ってまい

ります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 今の御答弁で、まず、残念ながら所有者の方々が森林を管理することにちょっと興味を失っている、森林の価値が非常に低いというようなこと、もう一つは、担い手がどうしても不足をしているということでした。

じゃ、どうしようかというようなことで、再質問をさせていただきます。

今回の質問ですが、農林畜産課長から副市長へという質問が多かったです。私も同じように、副市長にお尋ねをいたします。

水源の涵養をはじめ、人々が暮らしやすい快適な環境の形成、生物多様性の保全、温暖化の防止など、これらの森林の持つ機能を森林の多面的機能といいます。

岐阜県は、一事業者として脱炭素を目指すため、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度に比べて70%削減するという目標を立てました。具体的には、照明のLED化、そして、900台ある公用車のうち、普通車200台を電気自動車、そしてプラグインハイブリッド、燃料電池車へ切り替えるなどとしています。

本市は、第2次山県市環境基本計画、山県市地球温暖化対策推進実行計画を策定しており、その中で間伐の目標面積やCO₂排出量に関しての目標数値が提示されています。それによると、間伐は年間250ヘクタール、また、CO₂排出量は2023年度に2017年度に比べて5%の削減をうたっています。具体的には、事業体としての2017年度のCO₂排出量1万365トンと2023年度に9,847トンへ、518トン削減するというものです。

この削減の具体策につきましては、また、今日の一般質問を踏まえて、次の機会においておいと尋ねていきたいと思っております。

ちょっと、私、CO₂の1トンってどのぐらいかなって調べたんですけども、25メートルプール1杯が大体二酸化炭素1トン分ということらしいです。つまり518トン削減するということは25メートルプールを518杯分削減すると、そういうことになるかと思っております。ちょっと蛇足でした。

ただ、さきにも申しましたが、本市は豊かな自然環境を生かし、削減と同等以上に吸収に目を向けるべきと考えます。

そこで、今後の事業展開についてですが、カーボンオフセット事業というものがあります。オフセットというのは相殺という意味です。多くは大都市の森林を持たない自治体と地方の自然豊かな自治体の間で事業が行われますが、新宿区と長野県伊那市の例を申し上げます。

簡単に説明しますと、新宿区が森林環境譲与税を財源として費用を賄い、伊那市はその費用で市内森林の間伐、また下草刈りなんかを行います。その結果、伊那市内で増加したCO₂吸収量を新宿区の排出量と相殺する。大まかですが、イメージはできると思います。

また、昨今、市内で熊の出没が相次いでいます。特に、広葉樹であるブナやナラなどのドングリの量が熊の出没に影響しているとも言われます。また、これは人間生活にとってですけれども、四季を通じて彩りを変化させる広葉樹林は大変多くの人に感動や安らぎを与えます。

現在、市の森林のうち、約60%が人工林です。人工林というのは杉やヒノキの植林された森林のことをいいますが、建築材料としての需要がなかなか見込まれない中、杉、ヒノキを中心とする人工林を伐採し、広葉樹を増加すべきではないでしょうか。

今申し上げたように、他市で見られるようなオフセット事業の展開は可能でしょうか。

そのほか、先ほどの答弁にありましたように、とにかくお金が足りないのではなくて人手が足りない。また、森林の所有者がなかなか森林管理に対して興味を持ってない。そういうことが大きなネックだとは十分理解をしておりますけれども、今後の山県市の森林整備について、環境問題への対策も含めどうあるべきか、総合的な視野で副市長に御答弁を求めます。お願いします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 吉田議員の再質問にお答えをいたします。

山県市の民有林の人工林面積、これは1万251ヘクタールでございます。これらの人工林の中には、急傾斜地や土壌の不良な場所での植林など、必ずしも適地とは言えない場所での人工林も一部ございます。また、林道から遠く、採算性の合わない奥山の、木材生産よりはむしろ公益的機能が求められる人工林もございます。

そして、これらの人工林の多くが、手入れができず、山崩れや土砂の流出などの災害防止機能や水源涵養機能が低下している状態となっております。このような人工林については、今後、杉、ヒノキの人工林から広葉樹林へ変更したり、針葉樹林と広葉樹林の交じった、いわゆる針広混交林に転換していく必要があると考えております。

もちろん木材生産に適した人工林もたくさんございますので、これらの森林は木材の利用を前提とした保育をして、いずれ適期が来れば伐採し、木材として利用していかなければならないと思っております。

針葉樹林であっても、広葉樹林であっても、人の手を加えなければCO₂の吸収量には該当しません。人工林を適切に管理することは、災害防止機能や水源涵養機能を高める

とともに、森林が二酸化炭素の吸収源として評価されています。しかしながら、多くの人工林が十分に手入れがされていないのが現状でもございます。

先ほど議員から、カーボンオフセットの例として、都市部と連携して森林整備を進める事例の紹介をいただきました。岐阜県においても、県森林環境税が創設され、1人1,000円を納付しております。山のない市町が山を有する市町の森林整備に充てることで、岐阜県全体の排出量と相殺をしているわけでもございます。

森林整備を進めることは、今や人類の生命である地球温暖化防止にも貢献していることを心に留め、引き続き森林整備事業の推進を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で10時55分から再開いたします。

午前10時41分休憩

午前10時55分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を1件行います。

時代を生き抜く行政力について。

新型コロナウイルスの猛威や自然災害、AIの急速な進化など、あらゆるものを取り巻く環境が変化し、政治、社会、経済の不確実性が高く、正解が分からない時代と言われる今、私たちにはその時代を生き抜く力が必要とされています。

経済産業省が発表した提言や文部科学省のプロジェクトには、変動が激しく、将来の予測が困難な状況にある現代、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の4つの英単語の頭文字から成るVUCA時代における企業の在り方や教育の在り方が提言されています。

このVUCAの時代には、計画から始める従来のPDCAサイクルに対し、観察、状況判断、意思決定、実行から成る的確な状況判断に基づく迅速な実行を目的とするOODAループが、組織に必要な思考法とされています。

山県市においては、新型コロナウイルス感染症が拡大した当初から、緊急経済対策室を早期に設置し、特別定額金を迅速に支給。必要とされている今にと、中小企業等活性化補助金事業を前倒しで拡大。希望する人全員にワクチン接種をと、ワクチン接種には担当部署を超えた協力体制を構築。教育や保育の現場などでも迅速な対応に取り組んで

いただいております。

この間の市長のリーダーシップ、副市長のリーダーシップ、各課の総力を挙げた御尽力に感謝を申し上げます。

VUCAの時代を生き抜くためには、透明性、深い理解や共感に基づく政策が重要とされ、組織の一人一人に、状況の変化に臨機応変で迅速な対応や意思決定、多様性を受け入れるコミュニケーション能力、明確な答えがない中でも最善の答えを導き出す問題解決力が必要であると言われております。

山県市第4次行政改革大綱による組織、人材の改革の進捗は90.9%。その後、令和2年3月に策定された第5次行政改革大綱では、複雑・高度化する行政課題や市民ニーズに対応する専門的な知識、技術の習得、管理職のマネジメント力の強化による次代を担う職員の能力育成、自主的で挑戦的な組織風土を醸成し、職員のやる気の喚起と資質向上を図ること等が重点的な取組とされています。

コロナ禍における1年半、その進捗はどのようでしょうか。副市長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 寺町議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、第5次山県市行政改革大綱において、職員の資質向上を図るよう示されているところでございます。

その中、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう状況ではありますが、職員には専門的知識や技術の習得ができるよう、岐阜県市町村職員研修センターをはじめとする研修には積極的に参加するよう促しております。

その結果、昨年度、各種研修の参加者が延べ600人を超える受講があり、このコロナ禍でも、市民のための安全・安心な取組や市民に寄り添う事業の展開が迅速にできていることも、一定の研修の効果、進捗があったものと考えております。

このような研修の中で職員のスキルアップを図ると同時に、職務経験者の採用や、山県市以外で業務を行うことで幅広い人脈形成の機会を通じて職員としての視野が広がるよう、経済産業省、国土交通省、岐阜市などに職員派遣を実施するなど、職場の活性化と職員の能力及び資質の向上にも努めているところでございます。

また、人事評価を実施し、職員全員が目標を立て、自己業務実績の振り返りと意識改革への動機づけを実施するなど、これらを重点的に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をいたします。

進捗について、ただいま副市長よりお答えをいただきました。コロナ禍において、例年とは業務や環境が変化する中でも歩みを止めず、資質の向上に向け取り組まれていることが、変化に対応する迅速な対応力にも結びついていることと思います。

これまでに行われてきた行政改革は、組織の効率化やスリム化が重視され、取組が大々的に進められてきたものの、市民の方々にはその恩恵を実感しづらい側面もありました。

私たちを取り巻く環境が急速に変化する今、正解や前例のない様々な事態に対し、行政には専門性の高い的確な政策立案と迅速かつ機動的な執行が期待され、従来の行政改革の延長ではなく、時代が要請する市民ニーズに応え、新たな時代をリードできる行政変革が求められています。

福島県磐梯町は、業務効率化、省人化、コスト削減を主目的とするICT化等、町民本位の行政、地域、社会の実現を主目的とするデジタル変革を明確に区別して、行政デジタル変革にかじを切りました。2019年11月、地方自治体として初めて最高デジタル責任者を設置し、注目を集めました。

総合計画をはじめとする諸計画の改正、条例、要綱改正に基づくデジタル変革戦略を策定し、2020年7月にはデジタル変革戦略室が設置されました。共生社会や町長公約の実現を目指し、デジタル技術を活用した町民本位の新しい行政経営モデルの構築が進められています。

磐梯町のデジタル変革戦略室は、最高デジタル責任者、室長、係長という基幹系統に、最高デジタル責任者補佐官、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネジャー、各課の若手職員が兼任するデジタル活用推進員、地域おこし協力隊、アドバイザー等、様々なメンバーが共創的に関わっています。

デジタル変革戦略室は3年の時限組織で、デジタル化を直接行うのではなく、全ての庁内組織にまたがって施策の実施を調整する横断的なチームです。1年目は各課と二人三脚で、2年目は補助輪として、3年目は見守り、4年目は各課の自走を目指しています。業務のどこをデジタル化するかしないのか、各課の職員が自分事として取り組み、住民サービスの向上につなげています。

9月1日、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を使命としたデジタル庁が発足しました。コロナ禍という危機対応から日本のデジタル化の遅れが明らかになり、今後、行政のデジタル化は強力で推進されていきます。国の動きに注視は必要ですが、山縣市にその備えはできていますでしょうか。

今後不可欠となるデジタルを前提とした仕組みの再構築に、コロナ禍において山縣市

が取り組まれてきた、迅速かつ柔軟なかじ取りを発揮していただきたいと考えます。副市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 寺町議員の再質問にお答えをいたします。

デジタル化の推進についてですが、デジタル庁の設立をはじめとして、自治体DX推進計画の策定などによりまして行政のデジタル化は推進されていくものと考えております。

山州市の現状としましては、デジタル化等のために必要な押印廃止に向けた取組としまして、行政手続等における書面規則等見直し支援業務を委託し、押印主義、書面主義からの脱却すべく、作業を実施しているところでございます。

また、DX計画で、特に国民の利便性向上に資する手続で対象とされています27手続のうち、子育て関係の15手続については、既にオンラインでの手続に対応しているところでございます。

その他の申請につきましても、マイナポータル・ぴったりサービスへの対応や、汎用電子申請システムの活用を準備しているところでございます。

自治体DX推進計画は、デジタル技術を活用し、業務の効率性の改善だけではなく、住民の利便性の向上、組織の改革、職員の働き方の改善を図るものとされております。

岐阜県におきましても、8月には、市町村長、そして各種団体、県の部長級による岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進協議会と推進本部員会議を立ち上げ、推進計画の骨子が示されております。

山州市としましては、DXの推進には、組織の壁を越えて情報システムの標準化、共通化を推進することとなり、効果的な体制の整備と人材の確保が不可欠となっております。

極めて多くの業務に関係する取組ですので、国や県の取組や考え方、基準等を参考にしながら、情報、行政改革、法令、財政、窓口の担当など、全庁的な横断的な推進体制を整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再々質問をさせていただきます。

ただいま御答弁では、山州市でも組織の壁を越えた効果的な体制の整備と人材の確保が不可欠であり、全庁的、横断的な推進体制を整備していく旨をお答えいただきました。

総務省による自治体DX推進手順書には、自治体が自主的な施策を実施する責務を有

すること、利用者中心の行政サービスの改革、地域の実情も踏まえた自団体のビジョンを描くこと、推進担当部門の設置やP D C Aサイクルによる推進管理、O O D Aのフレームワークを活用した意思決定などが示され、専門性を有する外部人材の確保にも国の財政支援などが進められていきます。

岐阜県D X推進戦略会議の提言書には、若手職員の、それって変じゃないですかという発言が重要な気づきとなることは間違いもないとも書かれています。多様な人材の力が発揮される山県市独自の体制づくり、市民の皆さんが恩恵を実感できる施策の実施に、迅速かつ柔軟な山県市行政の力を期待いたします。

これまでの質問と御答弁を踏まえ、再々質問をいたします。

第5次山県市行政改革大綱の計画期間は令和2年度から令和5年度までの4年間、ただし社会情勢等の変化に伴い、必要なときは改定を行うものとされています。行政の在り方に大きな影響をもたらすデジタル・トランスフォーメーションの推進や、コロナ禍における山県市の取組は、現状の行政改革大綱の目標値を大きく超えるものや、また、内容に変更、追記が必要となるのではないのでしょうか。このままでは、今後、正確な課題設定、評価、検証ができなくなってしまうのではないかと考えます。

D X推進計画との連携、策定時には予想できなかった1年半の実績を踏まえ、行政改革大綱の見直し、改定を行い、変化、変動の激しい時代を生き抜く行政力の向上につなげていただきたいと考えます。

再々質問も副市長にお考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 寺町議員の再々質問にお答えをいたします。

第5次山県市行政改革大綱には、組織・人材の改革、健全な財政運営の推進、行政運営の改革、市民協働による改革、この4つの視点により改革の達成を目指すこととしております。

組織、人材の改革におきましては、I C Tコンテンツの拡大を重点的取組項目に掲げており、電子申請やA Iをはじめとした先端技術の活用を記載しており、マクロ的視点でいえばD X計画もこの中に含まれるものと考えます。

今後、山県市独自のD X計画を策定することは決定されてはおりませんが、行政改革大綱を着実に計画的に推進するための実施計画には、D X計画に関する取組を盛り込んでいく必要があると考えます。

いずれにいたしましても、行政改革大綱などは、山県市行政改革推進本部や山県市行政改革推進委員会がございますので、実施状況の点検や見直しを行う際には、D X計画

の情報を提供し、助言をいただきながら改定についても進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

24日午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時14分散会

令和3年9月24日

山口市議会定例会会議録

(第 5 号)

山口市議会定例会会議録

第5号 9月24日（金曜日）

○議事日程 第5号 令和3年9月24日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第70号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について
- 議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第72号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第73号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第74号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第75号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第76号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第77号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第70号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について
- 議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する

| | |
|-------|--|
| | る条例の一部を改正する条例について |
| 議第72号 | 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第73号 | 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第74号 | 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 認第1号 | 令和2年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第2号 | 令和2年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 議第75号 | 令和3年度山県市一般会計補正予算（第4号） |
| 議第76号 | 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議第77号 | 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第78号 | 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 議第79号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第3 | 討 論 |
| 議第69号 | デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 議第70号 | 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について |
| 議第71号 | 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第72号 | 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第73号 | 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第74号 | 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 認第1号 | 令和2年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第2号 | 令和2年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 議第75号 | 令和3年度山県市一般会計補正予算（第4号） |

| | | |
|-------|-------|--|
| | 議第76号 | 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議第77号 | 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議第78号 | 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| | 議第79号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第4 | 採 決 | |
| | 議第69号 | デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| | 議第70号 | 山県市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について |
| | 議第71号 | 地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議第72号 | 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議第73号 | 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議第74号 | 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 認第1号 | 令和2年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認第2号 | 令和2年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| | 議第75号 | 令和3年度山県市一般会計補正予算（第4号） |
| | 議第76号 | 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議第77号 | 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議第78号 | 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| | 議第79号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第5 | 議第80号 | 山県市副市長の選任同意について |
| 日程第6 | 質 疑 | |
| 日程第7 | 討 論 | |
| 日程第8 | 採 決 | |
| 日程第9 | 発議第4号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について |
| 日程第10 | 質 疑 | |

日程第11 討 論

日程第12 採 決

日程第13 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
について

議第70号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に
ついて

議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関す
る条例の一部を改正する条例について

議第72号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第73号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

議第74号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認第2号 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について

議第75号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号）

議第76号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第77号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第78号 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について

議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
について

議第70号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に
ついて

議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関す

| | |
|-------|--|
| | る条例の一部を改正する条例について |
| 議第72号 | 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第73号 | 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第74号 | 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 認第1号 | 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第2号 | 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について |
| 議第75号 | 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号） |
| 議第76号 | 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議第77号 | 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第78号 | 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 議第79号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第3 | 討 論 |
| 議第69号 | デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 議第70号 | 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について |
| 議第71号 | 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第72号 | 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第73号 | 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第74号 | 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 認第1号 | 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第2号 | 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について |
| 議第75号 | 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号） |

| | | |
|-------|-------|--|
| | 議第76号 | 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議第77号 | 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議第78号 | 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| | 議第79号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第4 | 採 決 | |
| | 議第69号 | デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| | 議第70号 | 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について |
| | 議第71号 | 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議第72号 | 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議第73号 | 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議第74号 | 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 認第1号 | 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認第2号 | 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について |
| | 議第75号 | 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号） |
| | 議第76号 | 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議第77号 | 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議第78号 | 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| | 議第79号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について |
| 日程第5 | 議第80号 | 山口市副市長の選任同意について |
| 日程第6 | 質 疑 | |
| 日程第7 | 討 論 | |
| 日程第8 | 採 決 | |
| 日程第9 | 発議第4号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について |
| 日程第10 | 質 疑 | |

日程第11 討 論

日程第12 採 決

日程第13 議員の派遣について

○出席議員（13名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 田 中 辰 典 君 | 2 番 | 奥 田 真 也 君 |
| 3 番 | 寺 町 祥 江 君 | 4 番 | 加 藤 裕 章 君 |
| 5 番 | 古 川 雅 一 君 | 6 番 | 加 藤 義 信 君 |
| 7 番 | 郷 明 夫 君 | 8 番 | 操 知 子 君 |
| 9 番 | 福 井 一 徳 君 | 10 番 | 山 崎 通 君 |
| 11 番 | 吉 田 茂 広 君 | 12 番 | 石 神 真 君 |
| 13 番 | 武 藤 孝 成 君 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-----------|-------------------------------|-------------|
| 市 長 | 林 宏 優 君 | 副 市 長 | 宇 野 邦 朗 君 |
| 教 育 長 | 服 部 和 也 君 | 理 事 兼 総 務 課 長 | 奥 田 英 彦 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 谷 村 政 彦 君 | 税 務 課 長 | 大 西 義 彦 君 |
| 市 民 環 境 課 長 | 山 田 正 広 君 | 福 祉 課 長 | 市 原 修 二 君 |
| 健 康 介 護 課 長 | 藤 田 弘 子 君 | 理 事 兼 子 育 て 支 援 課 長 | 久 保 田 裕 司 君 |
| 農 林 畜 産 課 長 | 森 正 和 君 | 水 道 課 長 | 丹 羽 竜 之 君 |
| 建 設 課 長 | 高 瀬 正 人 君 | 理 事 兼 ま ち づ くり 企 業 支 援 課 長 | 大 熊 健 史 君 |
| 会 計 管 理 者 | 江 尾 浩 行 君 | 学 校 教 育 課 長 | 日 置 智 夫 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 藤 根 勝 君 | | |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|-------|-----------|-----|-------------|
| 事務局 長 | 土 井 義 弘 君 | 書 記 | 長 谷 部 尊 徳 君 |
| 書 記 | 山 口 真 理 君 | | |

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（武藤孝成君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 加藤義信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（加藤義信君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月13日午前10時より開催し、審査を付託されました議第69号、認第1号、議第75号、議第78号及び議第79号の所管に属する条例案件1件、決算認定案件1件、補正予算案件1件、その他案件2件の5議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、総務産業建設関係では、総務管理費、一般管理費、防犯灯維持管理に関して、防犯灯の新設工事は年間何基ぐらいあるのか。また、今後の維持費についてどのように考えているのか。総務管理費、一般管理費、文書管理システム導入委託事業に関して、予算額が1,000万円に対して事業費が495万円、不用額505万円となっているが、積算が少し甘かったのではないのか。総務管理費、企画費、シティプロモーション事業（地方創生）に関して、プロモーションを通じて、交流人口の増加をどのような評価から効果を測定しているのか。総務管理費、企画費、プレミアム付き商品券事業に関して、低所得者層の購入状況はどのようであったか。また、購入した年齢層はどのようか。総務管理費、企画費、交流コワーキングスペース整備活用推進事業（地方創生）に関して、北部の空き家を整備した後、このスペースはどのように活用されているのか。総務管理費、企画費、空き家バンク登録物件開拓事業（地方創生）に関して、登録物件の開拓とは具体的にどのようになされているのか。総務管理費、企画費、公共交通再編実施支援事業に関して、地域バス調整会議はどのようなところを考慮して今後運営していくのか。総務管理費、企画費、危険空き家等除却補助金に関して、市内における危険空き家等ほどの程度解決されたのか。また、今後の除却計画はどのようか。農業費、農業委員会費、農業委員会会議の開催状況及びその処理状況に関して、農地利用の集積・集約化を実施しているが、遊休農地が解消しない理由は何か。農業費、農業振興費、元気な農業産地構造改革支援事業補助金に関して、基幹的共同利用施設の改良整備の内容はどのようか。

また、経営的な見通しは何年ぐらいのスパンで考えているのか。林業費、林業振興費、森林環境整備補助金に関して、事業実績の人材育成区分において、令和元年度21人から令和2年度7人に減った理由は何か。商工費、商工振興費、商工会補助金に関して、中小企業及び小規模企業振興基本条例から見た具体的な支援事業はどのようなか。商工費、観光振興費、市観光協会補助金等に関連して、大河ドラマ「麒麟がくる」の放送を契機とした様々な事業について、市としての事業総括と評価はどのようなか。商工費、観光振興費、グリーンプラザみやま管理費（経常・臨時）に関して、コロナ禍による利用休止に伴う減収補償金について、どのような基準で補償金を給付したのか。消防費、防災対策費、洪水ハザードマップ作成業務委託に関して、洪水ハザードマップを見ると、高富地区の多くが避難所において浸水し、使用できなくなるおそれがあるが、個人個人で避難方法を想定するべきとの啓発はされているのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第69号、認第1号、議第75号、議第78号及び議第79号の5議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、厚生文教委員会委員長 山崎 通君。

○厚生文教常任委員会委員長（山崎 通君） 厚生文教委員会委員長報告を行います。

本委員会は、9月14日午前10時より開催し、審査を付託されました議第70号から議第74号、認第1号及び認第2号、議第75号から議第77号までの10議案の所管に属する条例案件5件、決算認定案件2件、補正予算案件3件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、厚生文教関係では、民生費において、人権教育・啓発推進協議会及び美里会館各種講座の開催回数と継続予定について。美里会館のエアコン点検費用は、施設維持管理費等に含まれているか。また、今後のエアコン買換え予定について。シルバ一人材センター補助金について、160万円増加した内容は何か。高齢運転者の後づけ急発進等抑制機能装置の設置数について、見込みより少ないが成果はどう判断しているのか。家庭児童相談の件数と家庭児童相談員の人員配置について、また、相談員のケアはどうしているのか。衛生費においては、犬猫等収集処理委託事業について、死骸回収実績の

その他の内容は何か。教育費において、教育系情報システムの保守については、教師用パソコンの保守を削減した理由は何か。保守契約を継続したほうが教員の負担軽減につながるが、それを踏まえて保守を削減した理由は何か。教育用ネットワーク保守点検業務委託の580万円について、成果説明がないのはなぜか。特色ある学校づくり事業で実施した体験活動及び地域の人たちとの交流事業の内容は何か。また、参加人数について。教育ICT関連備品購入について、小学校と中学校と全く同じ事業成果だったのか。また、電子黒板と大型テレビを電子黒板化するユニット式があるが統一することはできないのか。

議第75号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第4号）厚生文教関係については、民生費において、保育園各種工事について、今回の工事で全保育園の換気が支障なくできるようになったのか。また、食器洗浄機設置工事の内容は何か。保育園での自園調理について、今後の課題は何か。衛生費においては、新型コロナワクチン接種のキャンセルにより余ったワクチンの取扱いについて。教育費においては、GIGAスクールサポーター配置業務委託料について、当初予算で計上しなかった理由は何か。また、市職員が保守業務を行うより専門業者が行ったほうが効率よくできる点について、教育委員会の見解は、などの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第70号から議第74号、認第1号及び認第2号、議第75号から議第77号までの10議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 常任委員会の委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第3、討論。

これより、議第69号から議第79号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長に御指名されましたので、反対討論をしたいと思います。

認第1号の令和2年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、中身については幾つか検討しまして、市民のためになるような施策、たくさんあります。そういう点については賛成をしますが、マイナンバーカードの問題について、反対の討論をしたいと思います。

2015年10月に、初めてマイナンバーが住民票のある全ての国民に付番されました。その翌年1月から行政機関等によるマイナンバーの利用が開始されています。政府の骨太方針2015年には、医療保険、介護保険について、マイナンバーを活用した金融資産等の保有状況を考慮に入れて負担を求める仕組みを検討するというふうに書かれています。これは預貯金の額をマイナンバーで把握して保険料額を決めようという考えです。

ところが、番号法が成立して以降の国税庁のレポートには、海外資産の把握は、事業所得や海外資産や取引情報をはじめ、法定調書だけでは把握が困難で、番号を利用しても全ての所得を把握することは困難であるということに留意が必要だというふうにされています。結局、海外に資産を持ったり、貴金属や宝石、書画美術品などの高額資産を所有している富裕層に対しては、マイナンバーを使ったところで、資産の全てを把握して適切に評価することは困難だというふうに国は認めています。対象はまさに富裕層ではなくて、預貯金を国内にしか持たず、高額資産などを持たない国民です。

マイナンバー制度は、複数の行政機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であって、マイナンバーの役割は、共通番号として行政機関等のサーバーに別々に記録されている国民等の個人情報を名寄せするものです。そして、このマイナンバーを使った情報連携を実現するために、番号法に基づいて行政機関等のコンピューターを結ぶ情報提供ネットワークシステムが構築されて、2017年11月から本格的に運用されています。マイナンバーを内容に含む個人情報が特定個人情報ですけれども、マイナンバーによる名寄せは確実に進んでいます。マイナンバーカードの中には公的個人認証の電子証明書を持っていることから、健康保険証としての利用が提起をされています。なかなか今、現状としては、トラブルがあって進んでおりませんが、これが、利用をきっかけにして大化けする可能性も持っています。

今のところ、発行は任意というふうになっていますが、普及を契機に健康保険証を廃

止して、国民皆保険制度の下で全員が強制的に持たざるを得ない方向性も出されています。交付申請をすると、J-LISに申請された個人情報と顔写真データを基に、防犯カメラ映像等から特定人物を照合、追跡できる顔認証システムを使った操作が現に行われていることも明らかになっています。マイナンバーカード情報とリンクすると恐ろしい監視社会になるという危険性が指摘もされています。マイナンバーが本当に怖いのは、マイナンバーを使って私たちの個人情報が名寄せされ、プロファイリングされて、評価、分類、選別、等級化されて、誘導や制限、排除、優遇などを受けることです。プロファイリングするのは犯罪者ではなくて、政府や大企業が行うというものです。そして、その情報が、個人情報保護の不徹底や情報漏えいが続く中で、法整備も不十分なままビジネスに利用されようとしています。

したがって、基本的人権が侵される危険性を持ったマイナンバーシステム、また、そこにつながるマイナンバーカードの普及を進める事業を推進して、事業を含んだ令和2年度一般会計の認証については、決算の認証については反対するものです。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第69号 デジタル改革関連法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第70号 山口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第71号 地域経済牽引事業の促進に係る山口市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第72号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第73号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第74号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 令和2年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

認第2号 令和2年度山口市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

議第75号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第76号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第77号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第78号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 柿野辺地総合整備計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時24分休憩

〔久保田裕司理事兼子育て支援課長 退場〕

午前10時25分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議第80号 山県市副市長の選任同意について

○議長（武藤孝成君） 日程第5、議第80号 山県市副市長の選任同意について。

市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議案について御説明申し上げます。

資料ナンバー 9、議第80号、山県市副市長の選任同意につきましては、現在の副市長である宇野邦朗氏が、本年9月30日で任期満了となることから、久保田裕司氏を新たに副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

久保田裕司氏は、昭和36年9月8日生まれの60歳、山県市高富在住で、昭和55年4月に高富町役場に奉職し、合併後は、理事兼企画財政課長、理事兼議会事務局長などを経て、現在は理事兼子育て支援課長を務めております。

長年にわたり行政運営に尽力し、知識、経験とも非常に豊富であると同時に、私が入り組んでおります市民との対話と共感の実現におきましても、また、関係部局を指導監督する立場といたしましても、私を補佐し、期待に応えてくれるものと思っております。本市の副市長として適任であると考えております。

なお、就任は令和3年10月1日からとなり、任期は4年でございます。

よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第80号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議第80号は委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第7 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第8、採決。

ただいまから、議第80号 山県市副市長の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

〔久保田裕司理事兼子育て支援課長 入場〕

午前10時29分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、ただいま副市長に選任、議会同意を得られました久保田裕司氏がおみえになりますので、挨拶をお願いいたします。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） ただいま副市長の選任の御同意を賜りまして、改めてその重責に身の引き締まる思いでございます。

私は、課長等、市長の補助職員として自分なりに精進してまいったつもりです。それで、自分で言うのもなんですが、事務能力に関しては誰にも負けないという自負心を持っておるところではございます。

しかしながら、副市長という職責はそれで通用するものではありませんし、まして、現宇野副市長は百戦錬磨の方でありまして、私のような若輩者に替わるということは、山県市の戦力ダウンになることは間違いないものと感じております。そういった点、議員各位の御指導と御助言を賜りまして、この市をよりよいものに、林市長の下で補助職員として精進してまいりたいと思っております。

今後とも、議員各位におかれましては、御支援と御理解と御協力のほうを切にお願い

申し上げます、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。よろしくお願いいたします。

日程第9 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○議長（武藤孝成君） 日程第9、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 山崎 通君。

○厚生文教常任委員会委員長（山崎 通君） 日程第9の意見書について、趣旨説明を行います。

それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書に対する趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められています。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望をします。

1つ目に、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額について、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2つ目に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来、国庫補助金などにより国

の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3つ目に、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4つ目に、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5つ目に、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

多くの皆様の御賛同をいただけますよう、よろしく御審議をお願いします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第10、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長に御指名いただきましたので、質疑をしたいと思っております。

意見書については、中身をきちっと精査した上で賛否を決めたいという趣旨から、委員長にお尋ねをします。

2点目の固定資産税のところなんです、2行目の「生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置」というふうにありますけれども、この生産性革命の実現ということについての財政措置というのはどのような内容かお聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 厚生文教委員会委員長 山崎 通君。

○厚生文教常任委員会委員長（山崎 通君） ただいまの福井議員からの御質問で、生産性革命の部分ですが、生産性革命という1つのキーワードというか、目標というか、これはアベノミクスのときの新・三本の矢ということで、GDP600兆円が1つ、それから、介護者の離職を減らすというのが1つと、それから、人口減少において、出生率の低下が進んでおるので、出生率の1.8%目標にするという、この3本の矢というのが生産性革命の目標というか、キーワードというか、そういうことだというふうに解釈をしております。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託はされません。

日程第11 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第11、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第12、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

日程第13 議員の派遣について

○議長（武藤孝成君） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山県市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

○議長（武藤孝成君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和3年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。

午前10時40分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 武 藤 孝 成

5 番 議 員 古 川 雅 一

6 番 議 員 加 藤 義 信